

平成23年第1回太子町議会定例会（第430回町議会）会議録（第1日）

平成23年2月25日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務常任委員会の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 8 ごみ処分等調査について
(ごみ処分等調査特別委員会委員長報告)
- 9 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 10 同意第1号 町医の委嘱につき同意を求めることについて
- 11 議案第1号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 12 議案第2号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第3号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第4号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第5号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 16 議案第6号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）
- 17 議案第7号 工事請負変更契約の締結について
(揖保線道路改良工事（その2））
- 18 議案第8号 工事請負変更契約の締結について
(揖保線道路改良工事（その3））
- 19 議案第9号 糸井南地内客土工事委託変更契約の締結について
町長施政方針
- 20 議案第10号 町道路線の認定について
- 21 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第12号 地域活性化基金条例の制定について
- 23 議案第13号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第14号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第15号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 26 議案第16号 平成23年度兵庫県太子町一般会計予算
- 27 議案第17号 平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 28 議案第18号 平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 29 議案第19号 平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 30 議案第20号 平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 31 議案第21号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 32 議案第22号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 33 議案第23号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算

- 34 意見書案第1号 一般廃棄物収集運搬業務委託の改善を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務常任委員会の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 8 ごみ処分等調査について
(ごみ処分等調査特別委員会委員長報告)
- 9 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 10 同意第1号 町医の委嘱につき同意を求めることについて
- 11 議案第1号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号)
- 12 議案第2号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 13 議案第3号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 14 議案第4号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算(第2号)
- 15 議案第5号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 16 議案第6号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第3号)
- 17 議案第7号 工事請負変更契約の締結について
(揖保線道路改良工事(その2))
- 18 議案第8号 工事請負変更契約の締結について
(揖保線道路改良工事(その3))
- 19 議案第9号 糸井南地内客土工事委託変更契約の締結について
町長施政方針
- 20 議案第10号 町道路線の認定について
- 21 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第12号 地域活性化基金条例の制定について
- 23 議案第13号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第14号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第15号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 26 議案第16号 平成23年度兵庫県太子町一般会計予算
- 27 議案第17号 平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 28 議案第18号 平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 29 議案第19号 平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 30 議案第20号 平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 31 議案第21号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 32 議案第22号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 33 議案第23号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 34 意見書案第1号 一般廃棄物収集運搬業務委託の改善を求める意見書の提出について

会議に出席した議員

1 番 井 川 芳 昭
3 番 中 島 貞 次
5 番 長谷川 原 司
7 番 橋 本 恭 子
1 0 番 北 川 嘉 明
1 3 番 村 田 興 亞
1 5 番 中 井 政 喜

2 番 清 原 良 典
4 番 服 部 千 秋
6 番 井 村 淳 子
9 番 花 畑 奈知子
1 1 番 熊 谷 直 行
1 4 番 桜 井 公 晴
1 6 番 佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

1 2 番 上 田 富 夫

会議に出席した事務局職員

局 長 上 田 眞 也
書 記 森 本 麻 友

書 記 木 村 和 義
書 記 西 田 美智子

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
教 育 長 寺 田 寛 文
生活福祉部長 丸 尾 満
教 育 次 長 西 村 隆 志
監 査 委 員 森 川 勝

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 村 瀬 学
経 済 建 設 部 長 山 本 武 志
財 政 課 長 香 田 大 然

議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

寒さの中にも早春の息吹が感じられる季節となつてまいりましたが、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成23年第1回太子町議会定例会（第430回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

今期定例会では、平成23年度本町行政の根幹となる当初予算を初め、人事案件、補正予算、条例の改正など、多数の重要案件を長期間にわたりご審議いただくことになっております。

さて、国の平成23年度予算編成に対する取り組みは、新成長戦略を着実に推進するために財政健全化、社会保障改革などを一体的に実現し元気な日本を復活させようとしておりますが、景気の先行きに対する不透明感が強く、国内の景気回復を望むのは厳しい状況が続いています。このため、地方財政にも深刻

な影響を及ぼしておりますので、本町においても行財政改革を推し進めながらあらゆる英知を結集し、町の発展に努めなければなりません。議会としましては、住民が希望を持って安全・安心に暮らせる社会の実現に向け、政策提言機能やチェック機能の充実に取り組むなど、3万4,000町民の負託にこたえてまいる所存であります。

平成23年度の町政運営の方針につきましては、後ほど町長からご説明がございますし、会期中には新年度予算審査のための一般会計予算特別委員会の設置も予定されているところであります。

議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

#### 町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 皆さんおはようございます。

平成23年第1回太子町議会定例会（第430回町議会）が開会されるに当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

幾らか寒さも緩み始めましたが、議員各位におかれましては、公私ともご多忙の中ご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。平素は町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っていますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

今期定例会におきましては、予算案件として平成22年度補正予算案6件、平成23年度当初予算案8件、そのほか契約案件3件、条例案件4件、規約案件1件、その他の案件1件の計23件の議案と人事案件の諮問1件、同意1件の計25件の案件を提出させていただいており、ご審議をお願い申し上げるものでございます。

また、後日追加で契約案件1件と土地の取得案件1件を提出させていただく予定といたしております。

提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

（開会 午前10時04分）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第1回太子町議会定例会（第430回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐野芳彦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、清原良典議員、中島貞次議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第2 会期の決定

○議長（佐野芳彦） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの29日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月25日までの29日間に決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（佐野芳彦） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等25件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表を付してお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成22年度11月分及び12月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めた者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち森川勝監査委員には本日の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行い

ます。

広報広聴常任委員会から12月6日、12月9日、12月17日、12月27日、1月7日、1月11日、1月14日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

~~~~~

日程第5 総務常任委員会の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第5、総務常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、総務常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件名、(1)地図混乱問題、(2)庁舎建設問題、(3)嘱託事務のあり方、(4)入札制度のあり方。2、調査年月日、平成22年7月8日木曜日、平成22年8月12日木曜日、平成22年9月15日水曜日、平成22年10月14日木曜日、平成22年11月12日金曜日、平成22年11月22日月曜日、平成22年12月2日木曜日、平成22年12月9日木曜日、平成23年1月13日木曜日、平成23年1月31日月曜日、平成23年2月14日月曜日。3、調査の経過及び意見、調査中の課題4件について、以下のとおり報告する。

①地図混乱問題。審査経過、太子苑自治会の登記簿と字限図との不一致による地図混乱問題について、当初地権者の会を中心とした活動であったが、自治会総体として取り組むことになり、自治会組織の中に調査委員会が設置された。太子苑自治会の中には地図混乱をしていない世帯も存在するが、全世帯参加の取り組みが行われていると報告があった。町は自治会からのいろいろな要請に対して積極的に応じていくが、あくまでも自治会が主体で取り組むべきとの考えである。町はこの問題について神戸地方法務局龍野支局は太子苑自治会からの要望等に関して町を窓口とし

て対応していくとしている。提言、町は長年にわたり土地（道路）を占有している。町は道路と民地の筆界確定をして占有している土地を特定する行動を起こすこと。

②庁舎建設問題。審査経過、平成22年8月20日、町長より行政報告があり、その中で東芝グラウンドを新庁舎建設予定地として考えているとの報告があった。年度当初、新庁舎建設問題は当委員会の調査課題に上げていたもので、早速調査を開始した。財政面から見ると、厳しい町財政であるから新たに土地を購入する場合、莫大な費用がかかるので、町の所有する土地での新庁舎建設の可能性を探った。総合公園、現庁舎土地、あすかホールなどを調査検討した。しかし、その中には多々問題点もあることが判明した。町は新庁舎建設については基金等を活用していく方針である。庁舎建設計画について再三再四提示を求めたが、（株）東芝とグラウンド土地契約が成立してから来年度になると説明している。基本理念は今の時代に即応したものはないということであったが、平成15年度の庁舎整備基本構想をベースにして今後具体的に内容を詰めていきたいという説明であった。

次に、本委員会において次のような意見が出ましたので、報告いたします。

新庁舎建設問題は、単に庁舎の位置を決めるだけでなく太子町の今後のまちづくりの根幹をなすもので、できる限り中心に位置するほうがよく、発展性が望める位置がふさわしい。また、今行政に携わるものだけではなく、将来のこの町で暮らす若者も参加して文化会館駐車場も含め住民投票をもって決める必要がある。土地の取得というのはタイミングが問題である。一度にまとまった土地が売りに出されることはない。今回のような機会は余りないので取得しておくべきである。以上のような意見が出ました。

③嘱託事務のあり方について。審査経過、町からの配付物は原則全世帯配付すべきものであり、嘱託事務委託者に対して全世帯に配付するようにお願いしている。配付の判断基

準は各自治会の都合により配付されていない世帯があるのではないかと。住民基本台帳上の世帯数と嘱託員が配付している世帯数との間には数百世帯の差が生じているが、その理由としては2世帯同居住宅、配付物の申請主義などがあると考えられる。提言、嘱託手数料は各自治会（嘱託員）で取り扱いに違いがあり、町は自治会活動助成金と一本化するなど、各自治会の透明化を図り平等に取り扱い、主体性を持って嘱託事務の改善に当たること。

④入札制度のあり方について。審査経過、本町の工事請負、委託等に関する契約の失効状況によると、随意契約が非常に多い。提言、契約事務の改善については地方自治法及び太子町財務規則により厳格に執行すること。

以上であります。

○議長（佐野芳彦） 以上で総務常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

~~~~~

## 日程第6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第6、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 それでは、所管事務調査報告書を読み上げまして報告いたします。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告いたします。

1、調査事件名、(1)30人学級、(2)給食委託のあり方、(3)学童保育のあり方。2、調査年月日、平成22年7月14日水曜日、平成22年8月11日水曜日、平成22年10月13日水曜

日、平成22年11月10日水曜日、平成22年12月10日金曜日、平成23年1月12日水曜日、平成23年1月28日金曜日、平成23年2月16日水曜日。3、調査の経過及び意見、(1)30人学級。国は新年度から35人学級にする方向で進んでいる。一方、当委員会は30人学級を視野に入れ調査、研究を行ってきた。小・中学校の教室配置図の提出を求めた。現状では各学校ともすべての教室が使用されており、不足していくことが目に見えている。兵庫県では兵庫方式により2004年度以降35人学級編制ができるように小学1年生から順に教員を加配（増員）し、現在4年生まで実質的に実現している。提言、将来の教育環境の充実に向けて教室確保等に努めること。国や県の動きを見ながら本町の子供たちに目が届くような環境にすること。

(2)給食委託のあり方。平成22年2月25日に太子町議会が提出した「太子町学校給食共同調理センター業務等の改善を求める意見書」に対して教育委員会がどのように取り組んできたかを調査した。意見書を踏まえて取り組んでいる部分があることがわかった。教育委員会は現状を継続する中で安心・安全の給食に努めるとのことであった。米飯給食、県体育協会との関係、地産地消についても協議を進めていくとのことであったが、今後は太子町議会として教育委員会、給食センターの動きを注視していく必要がある。提言、学校給食の安心・安全について一層注意を払うこと。地産地消に努めること。

(3)学童保育のあり方。学童保育の現状を調査した。現在は1年生から3年生までを対象とし、長期休暇中は4年生までを対象としている。国は「子ども・子育て新システム」で施設整備や対象年齢の拡大、利用時間の延長等を検討しているとの報告があった。委員からは、人数的にはふだんから4年生まで拡大できるのではないかと意見もあったが、毎日になると相当な人数になり、施設面においても学童保育の施設の場所が学校付近であることも考えると現状が精いっぱいであ

ると報告があった。今後は住民の意見や国の動きも把握し、学童保育について注視していく必要がある。提言、住民の意向を定期的に把握し、対策を講ずること。

以上。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長井川芳昭議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第7 経済建設常任委員会の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第7、経済建設常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 経済建設常任委員会の所管調査報告書を読ませていただきます。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件名、(1)不正な農地転用の土地利用の調査及び遊休農地対策、(2)立岡山北配水池整備事業、(3)生活道路の改良。2、調査年月日、平成22年6月16日水曜日、平成22年7月13日火曜日、平成22年8月10日火曜日、平成22年10月12日火曜日、平成22年11月4日木曜日、平成22年12月13日月曜日、平成23年1月14日金曜日、平成23年2月8日火曜日。3、調査の経過及び意見、(1)不正な農地転用の土地利用の調査及び遊休農地対策について。平成21年度廃棄家電製品の集積場と化した土地が存在し、周辺道路にもそれらが不法に放置され、生活環境の悪化が懸念された。この件は議会でも問題となり、当局へ改善要望の意見が出され、福祉文教常任委員会では毎月この問題について質疑があ

った。中でも問題の土地の地目が畑であると判明し違法な土地利用についても疑問の意見が出され、本委員会の課題として調査した。自然環境の保全が再認識される中で、畑や水田の保全は緑や保水機能等が保たれます。また、地産地消という経済活動、食育という教育活動という新しい流れが確立されつつある。よって、特に市街化調整区域において土地利用の混乱化を避ける必要がある。しかし、今後の太子町の農業を考えると課題が山積している。農業従事者の高齢化、農業後継者不足による農業の担い手がなくなり、豊かな田んぼ、畑が耕作放棄地にかかわることが容易に想像される。農地として価値をなくした耕作放棄地は不正な農地転用に土地利用される可能性が非常に高い。この問題解決のために下記の3点について要望する。①地域全体で農地管理をする体制の構築をすること（営農組合の設立等）。②農業振興策の策定をすること（貸し農園事業、特産品振興事業、農業後継者育成事業）。③農業基盤整備をすること。

(2)立岡山北配水池整備事業について。平成22年度水道事業会計予算審議時、立岡山北配水池整備事業については委員から反対意見が強く出た。限度額10億5,900万円という債務負担の金額を含め整備事業の必要性に疑問を投げかけた意見だった。委員会では、現在の北配水池の劣化状況、また更新する配水池の容量、構造について当局へ詳細な説明を求め、事業の推移を注視した。その間、太子町水道計画との整合性を審議、また他市町の水道ビジョンの情報収集をし、近年配水池増設をした三木市への視察では先進的な水道事業の推移を肌で感じた。ただ、太子町中期計画では水道ビジョンの安心、安定、持続、環境、国際という5つの共通政策目標が明確に示されていなかった。これが反対意見が出た要因の一つと考えられる。実施計画において2億円の事業費が低減できる工法を採用したことは評価される。しかし、本工事は地震災害を想定した事業であるので、隣接する避難

場所、太子西中学校付近に給水拠点を設置するよう要望する。

(3)生活道路の改良について。狹隘道路解消と建築基準法第42条2項道路における中心後退について調査した。2項道路は、市街地内にある幅員4メートル未満で特定行政庁が建築基準法上道路と認めた細街路である。法規上建物敷地は通常幅員4メートル以上の道路に接する必要があるが、中心線から2メートル後退することにより建築可能となる緩和規定である。個別更新で将来的に4メートル道路整備を促すこととしている。原則として中心線から2メートルの敷地の部分には建築物を建築できず、建築物が個別更新の際に順次2項道路両側の建築物が後退し、いずれ4メートル幅の道路が確保されていくことが予想されていた。建築基準法の施行から50年以上経過したが、太子町の現実は今なお4メートル未満の道路が多数残っている。建てかえの場合には建築物を後退させる義務はあるが、道路を築造する義務はない。このような場合は道路は広がらないままである。この問題解決のために下記の2点について要望する。①中心後退した民地部の公共用地帰属を促進するため、経費助成をすること。②狹隘道路の中心を明確にするため、道路中心びょうを設置すること。

○議長（佐野芳彦） 以上で経済建設常任委員会委員長長谷川原司議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第8 ごみ処分等調査について（ごみ処分等調査特別委員会委員長報告）

○議長（佐野芳彦） 日程第8、ごみ処分等調査について（ごみ処分等調査特別委員会委員長報告）を議題とします。

本案についてはごみ処分等調査特別委員会に付託して休会中に調査いただいておりますので、これらに関する委員会の調査報告を求めます。

ごみ処分等調査特別委員会委員長北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 ただいま上程されましたごみ処分等調査特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

1、調査事件名、ごみ処分等調査。調査年月日、平成22年1月28日金曜日、平成22年2月16日火曜日、平成22年4月1日火曜日、平成22年4月19日月曜日、平成22年6月21日月曜日、平成22年7月23日金曜日、平成22年8月18日水曜日、平成22年10月25日月曜日、平成23年2月7日金曜日。3、調査の経過及び意見、現在のごみ収集運搬の方法、許可業者状況及び今後の収集運搬体制のあり方について調査検討した結果は次のとおり、裏面のとおりとします。

1、現在のごみ収集運搬の方法、許可業者状況について。普通ごみは週2回、空き缶、空き瓶、月2回、大型（粗大）ごみ、資源ごみは月1回、プラスチック製容器包装、週1回、紙パック、紙製品容器包装は月2回収集されてます。委託業務中は使用車両に受託業務中であることを明示し、業務開始は午前8時30分とし、普通ごみ、大型（粗大）ごみは午前中を目途に回収できるように効率的に作業されてます。大型（粗大）ごみと資源ごみは同日収集することになってます。委託業務は同一業者と随意契約が昭和51年度からされております。一般廃棄物収集運搬業務委託料については積算根拠がわかる資料を何度も出せと言いましたが、明確なものは出されませんでした。

2、今後の収集運搬体制のあり方について。揖龍保健衛生施設事務組合において共同処理される事務であるので、太子町議会とし

ては次のことを速やかに実施するよう揖龍保健衛生施設事務組合と管理者に申し入れをします。一般廃棄物収集運搬業務委託の業者選定のあり方について、事務の透明性、公平性を求めることから随意契約を廃止し、加古川市、姫路市等で実施されている競争入札制度を導入すること。委託に係る経費の積算を住民に公開するなど、その内容の透明性を確保すること。委託業務を処理する車両は委託業務車両であることを識別できるよう色分けをすること。揖龍クリーンセンターへの搬入経路について、道路交通状況や運搬時間を考え、いま一度搬入経路の見直しをされたい。また、ごみ搬入受け入れ時間についても住民の利便性を考え、午前8時30分から午後5時15分までのすべての時間帯を受け入れできるよう改善されたい。普通ごみの減量について、プラ容器、紙製容器包装等の分別、また資源ごみについては大型ごみの日に出さない取り組みを拡大されたい。以上のことを委員会のまとめとし、同内容をもって意見書を提出することに決めました。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上でごみ処分等調査特別委員会委員長北川嘉明議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

以上でごみ処分等調査特別委員会の調査を終了したいと思います。したがって、そのように決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の  
推せんにつき意見を求めること  
について

○議長（佐野芳彦） 日程第9、諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員をお願いしております前岡眞理子氏が平成23年3月31日付をもって任期満了となります。前岡氏は平成17年4月1日より人権の擁護及び相談業務に熱意を持って活動していただいております、引き続き同氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき町議会の意見を求めるものであります。前岡氏の経歴は参考資料のとおりであります。

よろしく審議を賜り、原案に異議なしとの意見をいただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第10 同意第1号 町医の委嘱に  
つき同意を求めることにつ  
いて

○議長（佐野芳彦） 日程第10、同意第1号町医の委嘱につき同意を求めることについて

を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 同意第1号町医の委嘱につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

町医の富岡治彦氏より平成23年3月31日をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、その後任としてたつの市・揖保郡医師会よりご推薦をいただきました姫路市飾磨区妻鹿835番地1在住の中島敏博氏に委嘱したいため、太子町町医及び太子町公立学校医設置条例第2条の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

中島敏博氏は、参考資料として経歴調書のとおり、小児科医として豊富な経験をもとに現在開業医として町民の皆さんの健康維持に努めていただいております。町医の適任者であると存じます。よろしくご審議を賜り、原案のとおりご同意いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長(佐野芳彦) 総務部長。

○総務部長(村瀬 学) 参考資料の字句の修正を1カ所お願いいたします。

参考資料、経歴調書のうち最終学歴、神戸大学医学部大学院卒業と書いてありますが、この卒業というその字句につきまして修了が正しいものでありますので、修正をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(佐野芳彦) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は、同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(佐野芳彦) ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に服部千秋議員及び長谷川原司議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(佐野芳彦) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(佐野芳彦) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(佐野芳彦) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

服部千秋議員及び長谷川原司議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(佐野芳彦) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 13票

以上のとおり全員賛成です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意されました。議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(佐野芳彦) お諮りします。

本日の日程第11、議案第1号から日程第33、議案第23号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第1号 平成22年度
兵庫県太子町一般会計補正
予算(第4号)

○議長(佐野芳彦) 日程第11、議案第1号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第1号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費及び地方債の補正でございます。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,729万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を102億7,506万6,000円とするものであります。

歳入予算については、町税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、国庫支出金、寄附金、繰入金、町債の追加と配当割交付金、ゴルフ場利用税交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、諸収入の減額であります。

歳出予算につきましては、総務費、教育

費、災害復旧費の追加と民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、土木費、消防費の減額であります。

次に、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用できる経費を17事業追加し、1事業を廃止しております。

また、地方債の補正については、1事業の限度額を変更するものでございます。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長(佐野芳彦) 副町長。

○副町長(八幡儀則) ただいま上程されました議案第1号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号)について詳細説明を申し上げます。

32ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、時間外勤務手当50万円、勤勉手当6万1,000円の減額と複写機の使用頻度が減少したことによる借料の減額及び勧奨退職者2名に係る退職手当組合特別負担金の追加でございます。

目13基金費につきましては、1億794万1,000円の追加でございます。基金運用しております定期預金金利が低水準で推移していることにより利子は減少傾向にありますが、ふるさと応援基金積立金を追加いたします。また、新庁舎用地の購入を土地開発基金にて対応することとしましたので、土地開発基金への繰出金を8,694万3,000円を追加いたします。一般財源の繰入額は8,700万円でございますが、土地開発基金利子が5万7,000円減額になるため端数が生じております。新たに設置する地域活性化基金は、国の補正予算により創設されました地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金が全国の地方自治体に交付されることに伴い、本年度におきましては交付金を本基金に積み立て、平成24年度までに対象事業費の財源として活用するものでございます。対象事業としましては、スクールカ

ウンセラーや図書館司書の雇用経費、学校図書館の図書購入費といったソフト事業を予定いたしております。

34ページをお願いいたします。

項2徴税費につきましては、時間外勤務手当の減額100万円、兵庫県電子自治体推進協議会電子申告部会負担金の確定に伴う258万4,000円の減額、通信運搬費は予算と決算見込み額による差額112万4,000円の減額、国税連携システム構築委託料を139万6,000円減額するものでございます。

36ページをお願いいたします。

項4選挙費、目4兵庫県議会議員選挙費につきましては、入場券郵送料を平成23年度予算に計上したことから、役務費を135万円減額するものです。また、期日前投票所の設置場所を中央公民館ふれあいホールに変更したことに伴いましてプレハブ事務所借料を150万円減額するものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費につきましては、国民健康保険特別会計繰出金を844万2,000円増額するもので、目2老人福祉費では、介護保険特別会計繰出金を2,211万8,000円追加するものでございます。

38ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目2保育所費、目9児童館運営費の節15工事請負費につきましては、斑鳩保育所の3歳、4歳児クラスと児童館にエアコンを設置するものでございます。昨年夏の極暑を経験し、幼い子供たちにより快適な環境を提供したいという考えによるものでございます。この事業費は23ページ歳入の国庫補助金に計上しております地域活性化・きめ細かな交付金の対象事業でございまして、この交付金対象事業費は今般の補正予算にすべて計上しており、その全額を翌年度に繰り越すことにしております。

42ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費の補正につきましては、糸井南地内客土工事委託料の精算に伴うものでございまして、

1,006万円減額いたします。

44ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目4幹線道路整備事業費、節15工事請負費294万円の増額につきましては、沖代線歩道改良工事付帯工事の追加でございまして、この事業費は平成21年度に地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として交付決定を受けて、今年度に繰越事業としておりました213万円を改めて増額計上するものでございます。沖代線歩道整備事業は、当初計画では22年度事業と23年度事業に区分して予算措置をしておりましたが、国庫支出金等が国の22年度予算として一括交付されることに伴いまして事業費をすべて22年度予算に計上し、そのすべてを平成23年度に繰り越すことになりました。

項4都市計画費、目2下水道事業費につきましては、下水道事業特別会計と前処理場事業特別会計の補正予算によるもので、総額754万円の繰出金減額となっております。

46ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費の修繕料145万8,000円につきましては、平成23年度に予定していました龍田小学校のプール漏水補修、同校の正門門扉補修、斑鳩小学校のプールサイド床補修の事業費でございまして、平成22年度交付の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として前倒し計上し、平成23年度に繰り越すものでございます。節13委託料につきましては、斑鳩小学校屋内運動場と太田小学校校舎の改築及び耐震実施設計委託料の入札残を減額し、斑鳩小学校屋内運動場改築工事監理業務委託料を新たに追加するものでございます。節15工事請負費につきましては、石海小学校東棟校舎耐震補強外改修工事費を新たに計上し、斑鳩小学校屋内運動場改築工事費を増額するものでございます。平成22年度の国の補正予算により財源が付きまして、本年度に予算計上し、翌年度に繰り越すこととしております。節18備品購入費につきましては、石海小学校と斑鳩小学校屋内運動場用のものでござ

います。

48ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費につきましても小学校費と同様に交付金対象事業として計上し翌年度に繰り越すものでございまして、事業内容は東中学校のプールろ過器、生徒用ロッカーの修理、西中学校の体育館屋根の雨漏り修理でございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節11需用費の修繕料及び節15工事請負費でございますが、これも地域活性化・きめ細かな交付金事業で、内容は龍田幼稚園遊戯室の雨漏り補修、斑鳩幼稚園はんとう棒（登り棒）補修、太田幼稚園トイレ換気扇取り付け、石海幼稚園東側入り口土間の改修と太田幼稚園保育室の屋根の補修工事費でございます。

50ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目7会館管理費、節11需用費につきましても交付金事業であり、文化会館中庭通路の床補修、楽屋入り口の屋根の雨漏りを補修する予定にしております。

目9総合センター費及び項6保健体育費、目2体育館費の修繕料につきましても交付金事業でございまして、南総合センターの外壁工事と北側非常用階段の改修費、また体育館の照明機器が老朽化しているため、その取りかえを予定いたしております。

目3総合公園管理費の備品購入費につきましては、スーパーストップウォッチの購入費でありまして、陸上競技大会や記録会でのタイム計測に使用していました従来のものが故障により使用できなくなったため、新たに購入するものでございます。

52ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費につきましては、岩浦頭首工の復旧負担金の増額でございまして、この事業費は全額を平成23年度に繰り越すことといたしております。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

款1町税から17ページの款8自動車取得税

交付金までは決算見込み額による増減でございます。この款1から款8までの間で7,197万8,000円の増額を見込んでおります。町たばこ税におきましては税率引き上げの影響から歳入が減少するという予測をしておりましたが、価格が上がる前後ではほぼ同額の税收となっており、3,495万4,000円を追加いたします。また、地方消費税交付金におきましても、年度当初は消費が低迷していたもののエコポイント制度等の影響から徐々に消費が回復したことから4,000万円の追加をするものでございます。

18ページをお願いいたします。

款10地方交付税のうち普通交付税は、国の補正予算による再算定で、2,767万1,000円が増額となりました。基準財政需要額の雇用対策・地域資源活用臨時特例費が増額となり、国税が国の予算額よりも伸びたため、調整率がなくなったことによります。一方、特別交付税につきましては、12月の一部交付額が全国町村分で平均マイナス17.2%であったことから、その減少率相当額1,700万円を減額するものでございます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金につきましては、公立、私立の保育園の年齢階層別人数による精算による減額と受託運営費負担金の追加でございます。

目2農林水産業費負担金の1,006万円の減額は、歳出でも申し上げたとおり、糸井南地内容土工事の事業費が確定したことによるものでございます。

20ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2教育費国庫負担金につきましては、斑鳩小学校屋内運動場改築事業に伴う公立学校施設整備費負担金で、現在の斑鳩小学校屋内運動場はその面積が文部科学省の定める資格面積に達しておらず、この改築時に不足面積である537平方メートルを補う必要がございます。この増加面積に係る国庫負担金が4,810万7,000円ということで、負担率は2分の1で

ございます。補助単価が定められておりますので、補助対象事業費の2分の1ということになります。

項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金、次世代育成支援対策交付金1,278万7,000円の追加は、この25ページ、款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金で減額補正しています一時預かり事業補助金と地域子育て支援拠点事業補助金が次世代育成支援対策交付金に統合されたことによるものでございます。

22ページをお願いいたします。

目5教育費国庫補助金の安全・安心な学校づくり交付金につきましては、斑鳩小学校屋内運動場改築事業に伴う追加で、既存面積分に係る補助金で補助対象事業費の3分の1の額となっております。また、石海小学校校舎の耐震補強で補助対象事業費の2分の1、大規模改造事業費は3分の1の補助率となっております。総額で1億237万6,000円の追加でございます。

目7総務費国庫補助金は、歳出で説明いたしました地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金2,017万円と地域活性化・きめ細かな交付金1,783万6,000円の計上でございます。

26ページをお願いいたします。

款18繰入金、項1特別会計繰入金につきましては、墓園事業特別会計の補正予算に係るものでございます。

28ページをお願いいたします。

基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を4,731万4,000円追加いたします。

30ページをお願いいたします。

款21町債、項1町債、目2教育債につきましては、斑鳩小学校屋内運動場改築事業費の追加及び石海小学校校舎耐震補強事業費に伴う起債額の増加でございます。3億3,260万円の追加となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

次の7ページにわたりまして、翌年度に予算を繰り越して事業を行う予定の繰越明許費

の追加と廃止を上げております。詳しい説明につきましては、恐れ入りますが、事前にお配りしております議案概要書の4ページ、5ページをごらんいただきたいと思います。

次に、8ページ、9ページにおきまして、地方債補正として学校建設事業債の限度額を3億6,210万円に設定する変更を上げさせていただきます。

以上で平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第12 議案第2号 平成22年度  
兵庫県太子町国民健康保険  
特別会計補正予算（第3号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第12、議案第2号平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第2号平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,528万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億6,346万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、財産収入、繰入金、諸収入の追加と国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金の減額であります。

歳出予算としましては、総務費の追加と保険給付費、保健事業費、基金積立金の減額であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第2号平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出では、平成20年4月1日より70歳から74歳までの高齢者医療についての自己負担額を2割から1割に3年間凍結している措置をさらに1年間延長することによる費用の追加、一般被保険者及び退職被保険者等に係る決算見込みによる医療費の減に伴う保険給付費の減額等の補正でございます。

一方、歳入では、交付決定によるもの及び歳出の補正に伴い関係する財源を補正するものなどがございます。財源調整を歳出の財政調整基金積立金で行っております。

歳出からご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、平成20年4月1日より70歳から74歳までの高齢者医療についての自己負担額を2割から1割に3年間凍結している措置をさらに1年間延長することによる費用の追加費用として20万2,000円を追加いたしております。

目2連合会負担金については、医療機関等のレセプト電子化に伴い兵庫県国民健康保険団体連合会がレセプト電子化に係るシステムを全国標準版のシステムに改修するための経費の一部を県下保険者で案分負担するもので、本町分としては152万3,000円を追加いたしております。

次に、款2保険給付費についてでございますが、10月診療分までの医療費等の状況、平成20年度及び平成21年度の医療費等の伸び率等を勘案し今後の支出見込みを行いました結果、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給

付費で8,539万円を減額し、目2退職被保険者等療養給付費で2,005万7,000円を減額し、また項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費で1,510万5,000円を減額いたしております。

13ページをお願いいたします。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金についても同様に294万円を減額いたしております。

款3後期高齢者支援金等及び款6介護納付金につきましては、歳入補正に伴う財源更正でございます。

款8保健事業費で、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費については、未受診者対策業務委託の決算見込みにより99万7,000円を減額いたしております。

款9基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金積立金については、基金利子積み立てとして12万3,000円の追加と歳入歳出予算の財源調整による3,264万円の減額で、差し引き3,251万7,000円を減額いたしております。

次に、歳入について説明いたします。

5ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金については、変更交付申請により1億701万8,000円を減額し、目3特定健康診査等負担金については交付申請により46万円を減額いたしております。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金については、節1普通調整交付金で一般被保険者療養給付費などの決算見込みにより2,000万円を減額いたしております。節2特別調整交付金については、歳出の連合会負担金でご説明しました兵庫県国民健康保険団体連合会がレセプト電子化に係るシステムを全国標準版のシステムに改修するための経費について、本町に交付される予定額として152万3,000円の追加と歳出の未受診者対策業務委託料の決算見込みによる99万7,000円の減額により、差し引き52万6,000円を追加いたしております。

目2出産育児一時金補助金については、出産育児一時金の決算見込みにより14万円を減額し、目3高齢者医療制度円滑運営事業費補助金については、歳出の一般管理費で補正分で、高齢受給者証の再発行経費分の20万2,000円を計上いたしております。

款4療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金については、退職被保険者等療養給付費の減により2,005万7,000円を減額いたしております。

7ページをお願いいたします。

款6県支出金、項1県負担金、目2特定健康診査等負担金については、交付申請により46万円減額し、項2県補助金、目2財政調整交付金については、普通調整交付金で一般被保険者療養給付費などの決算見込みにより1,800万円を減額いたしております。

款9財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金については、基金利子12万2,000円を追加いたしております。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金については、交付申請により1,030万8,000円を追加し、節3出産育児一時金等繰入金については、出産育児一時金を減額したことにより186万6,000円を減額いたしております。

9ページをお願いいたします。

款12諸収入、項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金については、決算見込みによるものでございます。

以上で平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第13 議案第3号 平成22年度
兵庫県太子町介護保険特別
会計補正予算（第3号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第3号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補

正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第3号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億7,061万円とするものであります。

歳入予算については、繰入金の追加と国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入の減額であります。

歳出予算においては、基金積立金の減額であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第3号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費、目2予防サービス費、目3高額介護サービス費、目4特定入所者サービス費及び目5審査支払手数料については、国庫、県費、支払基金の交付申請額に合わせて負担部分を財源調整いたしております。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金費については、介護給付費準備基金預金利子と介護従事者処遇改善臨時特例基金預金利子の決算見込み額に合わせて節25積立金で7万2,000円減額いたしております。

5ページをお願いいたします。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金については、交付申請額に合わせて負担部分を386万2,000円減額いたしております。

項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金についても同様に97万4,000円減額いたしております。

款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金についても同様に1,402万5,000円減額いたしております。

款 6 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金についても同様に325万5,000円減額をいたしております。

款 7 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金については、介護給付費準備基金預金利子を 8 万円減額し、介護従事者処遇改善臨時特例基金預金利子につきましては 6,000円を追加し、合わせて 7 万4,000円減額いたしております。

7 ページをお願いいたします。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金については、先に説明いたしました国庫、県費、支払基金の負担部分の減額に伴い2,211万8,000円を追加いたしております。

以上で議案第 3 号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第 1 4 議案第 4 号 平成 2 2 年度  
兵庫県太子町墓園事業特別  
会計補正予算（第 2 号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第 4 号平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第 4 号平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ324万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,634万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、使用料及び手数料を決算見込みにより324万円減額しております。

歳出予算としましては、墓園事業費、一般会計繰出金を289万4,000円減額し、植栽維持管理委託料を決算見込みをもとに48万円減額し、また昨年度決算で管理料から管理費用を控除した13万4,000円をメモリアルパーク管理基金に積み立てをするものでございます。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第 1 5 議案第 5 号 平成 2 2 年度
兵庫県太子町下水道事業特
別会計補正予算（第 3 号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第 5 号平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第 5 号平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正、債務負担行為の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総

額から歳入歳出それぞれ694万円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億8,286万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、財源調整として一般会計繰入金を減額しております。

歳出予算としましては、公共下水道事業計画変更認可申請資料作成業務委託料を694万円減額しております。これは事業計画変更認可手続の合理化、簡素化による委託業務量の軽減と入札差金によるものでございます。

次に、債務負担行為の補正として平成22年度建設事業分の兵庫西流域下水汚泥処理委託事業建設負担金を追加いたしております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第16 議案第6号 平成22年度
兵庫県太子町前処理場事業
特別会計補正予算（第3号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第6号平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第6号平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正、債務負担行為の設定であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ456万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億822万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、皮革産業の製造品出荷量の減による使用水量が減少により、

前処理場下水道使用料を396万円減額し、また財源調整として一般会計繰入金を60万円減額しております。

歳出予算としましては、前処理場運転管理業務委託料につきまして入札差金として331万円を減額し、また処理水量の減少に伴い揖保川流域下水道維持管理負担金を125万円減額いたしております。

次に、債務負担行為として平成22年度建設事業分の兵庫西流域下水汚泥処理委託事業建設負担金を設定いたしております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第17 議案第7号 工事請負変更
契約の締結について（揖保
線道路改良工事（その
2））**

○議長（佐野芳彦） 日程第17、議案第7号工事請負変更契約の締結について（揖保線道路改良工事（その2））を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第7号工事請負変更契約の締結について（揖保線道路改良工事（その2））の説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成22年9月議会で議決をいただきました契約について変更が生じたため議決を求めるものでございます。

当工事につきましては、街渠工、舗装工等に数量等変更が生じたため、株式会社西川組と締結している工事請負契約を変更するものでございます。契約額は、変更前契約額7,507万5,000円に18万3,750円を追加し、7,525万8,750円とするものでございます。

なお、詳細につきましては経済建設部長よ

り説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 揖保線道路改良工事（その２）の変更契約の締結につきまして詳細説明を申し上げます。

変更内容につきましては、大阪ガス株式会社より昨年より事業実施されております姫路・岡山パイプライン建設事業におきまして来年度予定されているガスパイプ推進工事の到達基地を本工事区間の隣接地で計画されたことにより、工事車両進入用として関係する街渠、街渠柵、舗装等工事を大阪ガス株式会社側で対応いただくため、関係諸数量に減が生じたこと、本工事で発生する残土処理について流用先を県工事地から柳池総合公園造成外工事現場へ変更したことによる積み込み運搬費の追加が生じたこと、地元水利管理者協議により管理用門扉の設置を追加したこと、県工事との調整により視覚障害者用誘導ブロック設置を追加したこと等により変更するものでございます。

その概要につきましては、残土処理ゼロ立米から600立米に、街渠工802.0メートルから780メートルに、街渠柵工88カ所を87カ所に、ブロック舗装工ゼロ平米を33平米に、舗装工6,258平米を5,845平米に、路盤工6,181平米を5,845平米に、植栽工6,308本を5,526本に、防護柵工499メートルを498メートルに、門扉設置工8基を18基にそれぞれ数量を変更いたしました。

その結果、契約額を当初契約に18万3,750円を増額し、7,525万8,750円とするものでございます。

以上が工事請負変更契約の主な内容であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第8号 工事請負変更

### 契約の締結について（揖保線道路改良工事（その３））

○議長（佐野芳彦） 日程第18、議案第8号工事請負変更契約の締結について（揖保線道路改良工事（その３））を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第8号工事請負変更契約の締結について（揖保線道路改良工事（その３））の説明を申し上げます。

本案件につきましても、平成22年9月議会で議決をいただきました契約について変更が生じたため議決を求めるものでございます。

当工事につきましては、街渠柵工、舗装工等に数量等変更が生じたため、株式会社前田組と締結している工事請負契約を変更するものでございます。

契約額は、変更前契約額8,505万円に396万2,700円を追加し、8,901万2,700円とするものでございます。

なお、詳細につきましては経済建設部長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 揖保線道路改良工事（その３）の変更契約の締結につきまして説明を申し上げます。

変更内容につきましては、兵庫県公安委員会及びたつの警察署との協議により道路照明灯設置の追加が生じたこと、県工事との調整により視覚障害者誘導ブロック設置を追加したこと、地元水利管理者協議により管理用門扉の設置を追加したこと、既設町道との取り合い舗装等面積を追加したこと、隣接土地所有者との協議による街渠、植樹帯、舗装等延長及び面積に増減が生じたこと等による変更

をするものでございます。

その概要は、街渠工940メートルを943メートルに、街渠柵工89カ所を98カ所に、ブロック舗装工ゼロ平米を33平方メートルに、舗装工8,531平方メートルを8,756平方メートルに、路盤工7,743平方メートルを7,968平方メートルに、植栽工7,080本を6,264本に、防護柵工621メートルを600メートルに、門扉設置工6基を17基に、道路照明工1基を2基にそれぞれ数量を変更いたしました。

その結果、契約額を当初契約に396万2,700円を増額し、8,901万2,700円とするものでございます。

以上が工事請負変更契約の主な内容であります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～

**日程第19 議案第9号 糸井南地内容  
土工事委託変更契約の締結  
について**

○議長（佐野芳彦） 日程第19、議案第9号糸井南地内容土工事委託変更契約の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第9号糸井南地内容土工事委託変更契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成22年6月議会で議決いただきました契約について変更が生じたため議決を求めるものでございます。

当工事は円滑に事業進行を図ることができ、環境対策費、排土処分費等で減額変更が生じたため、兵庫県土地改良事業団体連合会と締結している工事委託契約を変更するものでございます。契約額は、変更前契約額1億1,557万3,500円から1,006万50円を減額し、1億551万3,450円とするものでございます。

なお、詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 議案第9号糸井南地内容土工事委託変更契約の締結について詳細説明を申し上げます。

糸井南地内容土工事につきましては、事業費用を原因者である株式会社東芝の全額負担とし、また事業委託先を兵庫県土地改良事業団体連合会として実施をいたしております。本事業計画につきましては、長年の懸案でありました土壌汚染対策であることを考慮し抜本的解決を図ることを目的として地元自治会のご理解、ご協力を得て原因者株式会社東芝、町、受託事業者の兵庫県土地改良事業団体連合会が綿密に協議、検討を行い、面積0.73ヘクタールとし事業執行いたしてまいりましたが、昨年度実施いたしました矢田部地内容土工事区域外（継続対象圃場でございます）から平成22年度産収穫米の検査結果により食糧庁通達カドミウム基準値（0.4ppm）を超過した圃場が判明いたしました。原因者である株式会社東芝と再度協議、検討を行い、早期に客土工事を完遂させたいとの強い要望と地元農区、地権者の意向も踏まえ糸井南地区客土工事に追加し、総面積0.81ヘクタールとして工事を推進いたしました。工事に係る排土、客土の数量につきましては1,630立米を予定し、さらに本工事事業区域が市街地に隣接することも考慮し、振動、騒音、粉じん対策、また工事車両通行に係る安全対策など、確実な環境対策を実行する当初計画をもって予算対応を含め慎重に工事を図っていたものでございます。

22年度事業の進行につきましては、当初想定しておりました諸事案の発生も見ず、円滑な工事進行を確保できたことによりまして、近隣住民に配慮した環境対策費並びに排土処分費など縮減等全体事業費の減額を確認する

こととなりました。

以上のことを踏まえまして、事業主体３者におきまして事業完了に伴う協議を行った結果、本事業予算の減額補正を実施することを確認いたしました。つきましては、当初契約金額１億１,５５７万３,５００円に１,００６万５０円を減額し１億５５１万３,４５０円とし、兵庫県土地改良事業団体連合会と委託変更契約を締結するものでございます。

以上が主な内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後１時とします。

（休憩 午前１１時５２分）

（再開 午後０時５９分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

町長施政方針

○議長（佐野芳彦） 日程第２０、議案第１０号町道路線の認定についてであります。お諮りします。

ここで町長より平成２３年度の施政方針の説明をお伺いしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

それでは、町長より施政方針の説明をお願いします。

町長。

○町長（首藤正弘） 地方自治を取り巻く環境が一段と厳しく変化する中、平成２３年第１回太子町議会定例会の開会に当たり、太子町一般会計予算及び各特別会計予算並びに企業会計予算を初めとする諸議案のご審議をお願いするに際しまして、私の町政運営に係る基本的な方針と新年度における施策の概要を説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

地域経済におきましては、今なお景気の悪

化により個人消費が振るわず、製造業などで減産の動きが拡大し、景気持ち直しの動きは力強さを欠いて先行きが不透明な状況であります。

このような重苦しい経済状況下ではありますが、太子町におきましては昨年１０月１日に実施した国勢調査において総人口が３万３,４３９人、前回調査より２.７％増という結果を得て県下１２町で最も人口が多い町となり、まさに雄町太子として躍動を続けております。

平成３２年度を目標年度とする第５次太子町総合計画におきまして、聖徳太子の「和をもって貴しとなす」との教えを基軸にその基本目標を“和のまち太子”と定め、住民が主人公となるまちづくりを改めて開始したところであります。

町行政を取り巻く環境は、少子・超高齢社会の到来による社会保障費の増加など非常に厳しいものがありますが、第４次太子町行政改革大綱に基づき、さらなる徹底した行政改革を推進いたします。

平成２３年度予算編成に当たりまして、自主財源を確保することはもとより、歳入の的確な確保に努め、将来の財政負担、投資効果などを十分見きわめ、財政健全化判断比率などの財政指標を悪化させることのないよう、持続可能な健全財政の構築に向けて、昨年度にも増して効果性、緊急性の観点から非効率な取り組みの分析などの検証を行い、歳出の抑制と効率化に努めたところであります。

また、昨年９月に太子町名誉町民野口聡一宇宙飛行士が１６３日間の宇宙生活を終えられ、太子町において帰国報告会を開催されましたが、その席上、ふるさと太子町が私のミッション遂行時から支え励ましていただき、こうして温かく迎えてくださることを本当にうれしく思いますと話されました。私はこの言葉をお聞きしたときに、ふるさとを思う気持ちが町をつくる、温かい気持ちが町をつくるという思いを深く感じ、住民一人ひとりがこの町に住む魅力を感じながら互いに手を取り合って、だれもが安心して暮らすことがで

きるまちづくりを目指さなければならないとの決意を新たにしたところでございます。

それでは、主要施策の大要につきまして、第5次太子町総合計画に掲げております町の将来像の政策課題に沿って申し述べたいと存じます。

政策1、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」について申し上げます。

第1点、生涯にわたって取り組める健康づくりでございますが、住民一人ひとりが生活習慣病などの疾病予防、介護予防などの健康について正しい知識を身につけ、健康づくりへの意識が高められるよう健康教室や健康相談を引き続いて実施するとともに、広報紙やホームページなどを通じて健康に役立つ情報を提供し、自主的な健康づくりを促進いたします。

また、兵庫県の地域自殺対策緊急強化基金を活用してうつ予防をテーマにした講演会を開催するとともに、心の健康講座を実施いたします。

次に、高齢者がいつまでも健康で生き生きとした生活を送られるよう介護予防教室を保健福祉会館及び太田、龍田両公民館で引き続いて実施いたします。

第2点、スポーツの振興についてでございますが、スポーツ指導者バンクを昨年度から設置し、現在5種目、13人の新たなスポーツ指導者に登録いただいておりますが、本年度も引き続いて指導者の発掘及び活用に努めていきます。

また、幅広い層の住民が年齢、性別、体力に関係なく気軽にスポーツを楽しめるように、体育指導委員などの指導者の協力のもとニュースポーツの出前講座や体験教室を実施するなど普及に努めるとともに、スポーツ教室のメニューの充実を図ります。

第3点、保健・医療サービスの充実でございますが、妊婦が健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えられるよう、積極的な受診促進を図るために妊婦健康診査費用の助成や母親教室、両親教室を引き続き実施いたし

ます。

特定健診とがん検診をあわせて受診できるよう太子町総合健診を平成20年度から開始していますが、個別通知などによる受診勧奨や健康管理意識を高める健康講座の実施に加え、平成23年度より人間ドック受診助成事業を再開し、早期からの生活習慣病予防とさらなる受診率向上に努めていきます。

また、女性特有のがん検診の受診促進を図るため、特定年齢の方へ子宮がん検診、乳がん検診無料クーポンを引き続いて配付するとともに、子宮頸がんについては中学1年生から高校1年生の女子を対象に子宮頸がん予防ワクチンの接種に対して全額助成いたします。

さらに、乳幼児の髄膜炎のうち治療後の経過が悪く後遺症が残るなど、問題となる細菌性髄膜炎を予防するため、生後2カ月から5歳未満を対象に小児用肺炎球菌ワクチン及びHibワクチンの接種に対しても全額助成いたします。

次に、こども医療費助成事業でございますが、小学4年生から中学3年生までの児童に係る入院時の自己負担の全額を引き続いて助成いたします。

感染症予防の充実でございますが、はしかゼロを目標に、麻疹・風疹混合ワクチンの接種率95%に近づけるよう積極的に引き続き勧奨いたします。

また、高齢者肺炎球菌についても75歳以上を対象に医療機関のご協力のもと接種を推進いたします。

政策2、「誰もが支え合って暮らせるまちづくり」について申し上げます。

第1点、安心して老後が迎えられるまちづくりでございますが、虚弱なひとり暮らしをされている高齢者宅に看護師などの専門スタッフが待機する受信センターへいつでも相談できる安心見守りコール事業を引き続いて実施いたします。

また、認知症高齢者対策の推進でございますが、高齢者の増加に伴い認知症を発症する

高齢者の増加が見込まれる中、月1回実施するもの忘れ相談に臨床心理士を配置し、早期発見、早期対応を図るとともに必要に応じて医療機関への受診勧奨を引き続き行います。

第2点、障害者福祉の推進でございますが、障害のある人が自立し生きがいを持って暮らせる社会づくりを推進するため、就労支援やスポーツ、文化活動の振興に努め、地域活動、住民交流による支え合うまちづくりを進めます。

次に、療育体制の充実でございますが、心身障害及び発達障害の疑いのある児童の自立と地域社会への参加を促進するため、療育指導や相談などの地域療育等支援事業を行い、在宅の児童及びその家族の福祉の充実を図ります。

また、平成23年度から継続的な支援を行うため、情報の共有化などの基礎資料となるサポートファイル作成のための協議会を発足いたします。

第3点、地域で支え合う体制の確立でございますが、社会福祉協議会などの支援のもと、平成21年度から実施している生活困窮者の一時的な生活の立て直しなどを図るための貸付制度や生活保護制度に加えさまざまな制度を活用し、暮らしの安定、自立への支援を行えるよう努めていきます。

また、雇用環境の急速な悪化の中で離職を余儀なくされた失業者に対して、次の就業までの雇用機会を創出する緊急雇用対策事業並びにふるさと雇用対策事業を引き続き実施し、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用機会を創出いたします。

第4点、すべての人に優しいまちづくりについてでございますが、だれもが安心して暮らせることができるユニバーサル社会づくりの早期実現を図るため、太子町ユニバーサル推進地区の事業プランに基づいて住民、企業などと協働してバリアフリー化を初めとするハード整備とともに高齢者、障害者などの社会活動への参画を支援します。

また、ユニバーサル化事業の推進でございますが、公共施設や公共性の高い民間施設のユニバーサル化、歩道のバリアフリー化など、だれもが生活しやすい環境づくりを目指します。さらに、図書館にはオストメイトに対応した多目的トイレを整備いたします。

政策3、「子ども達の笑顔があふれるまちづくり」について申し上げます。

第1点、子育てしやすいまちづくりでございますが、少子化が進展する中で安心して子育てができる環境を整備するため、3歳未満の子供のいる世帯へ1人につき月額2万円、3歳から中学修了までの児童は昨年と同様1人につき月額1万3,000円の子ども手当を支給いたします。

近年、少子・高齢化の急速な進展と核家族の増加により育児の方法や育児について相談できる人たちがいないという厳しい状況が児童虐待の問題とも密接につながることが懸念されております。それらの課題に対応するため、児童館、子育て学習センターを本町の地域子育て支援拠点施設として位置づけ、家庭児童相談員を配置し、子育て不安の解消につながる育児相談や戸別訪問などを充実させ、子供の健全な育成に努めていきます。

また、子育て相談に応じ、育児不安の解消や要保護家庭を早期発見するため、引き続き乳児家庭全戸訪問事業を実施します。

さらに、11月の児童虐待防止月間ではオレンジリボンキャンペーンを実施し、児童虐待防止の住民への周知や要保護児童の早期発見に努めます。虐待の事実を発見すれば適切な保護を図るため、関係機関と適正な情報の共有や要保護児童対策地域協議会を開催し適切な対応を講じていきます。

次に、保育サービスの充実でございますが、就労形態や生活スタイルの変化に伴い保育所に求められるニーズも多様化していることから、仕事と子育てが両立できるよう子育てしやすい環境づくりの検討を引き続き進めていきます。

また、近年は猛暑となる日が多く、子供た

ちの健康面への影響が懸念されることから、良好な保育環境を維持するため、斑鳩保育所と児童館の空調設備の改修を行います。

さらに、石海保育所については柔軟で迅速性のある対応や保育ニーズの効率的かつ有効的な対応などが図れるよう民営化の実施に向けた取り組みを進めていきます。

学童保育園の充実でございますが、町内すべての小学校区に学童保育園の保育環境は整えられました。平成23年度から土曜日の開園日を第1土曜日に加え第3土曜日も開園し、利便性の向上を図ります。

第2点、生きる力をはぐくむ学校教育の充実についてですが、いじめや不登校など悩みを抱える子供たちや保護者、教員が適切なアドバイスを受けられるよう、各小学校、幼稚園にスクールカウンセラーを引き続き配置し、きめ細やかな教育的支援体制づくりに取り組みます。また、スクールアシスタントにつきましても小学校に配置し、発達障害などの児童や、その児童の在籍する学級に対して実態に応じた効果的な指導、支援を行います。

さらに、さまざまな理由で教室での授業に入れない生徒に対して別室での学習をサポートする別室少人数指導員についても各中学校に引き続き配置いたします。

体験的な学習の推進でございますが、自然学校推進事業や体験型環境学習を引き続き実施し、学力だけでなく体力や気力、他人への思いやりを持った「たいしっ子」を育成いたします。

安全で快適な教育環境づくりでございますが、学校施設は児童・生徒が一日の大半を過ごす場であることから、豊かな人間性をはぐくむための教育環境として、また災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすものであり、その安全性の確保は極めて重要であります。平成23年度においては、太田小学校南館中央棟校舎の耐震補強及びトイレ改修工事や太子東中学校の生徒増加に伴う教室不足に対応するため、校舎増築に向けた実

施設設計を実施いたします。

また、昨年度からの繰越事業である斑鳩小学校体育館の改築工事と石海小学校東棟校舎の耐震補強外改修工事を行い、良好な教育環境を整備いたします。

学校給食を通じた食育の推進でございますが、食の安心・安全を基本に置いた適切な学校給食の提供を行うとともに、引き続いて調理業務などに民間活力を導入いたします。また、望ましい食習慣や食材などについて学ぶ機会として地産地消を一層推進いたします。

第3点、地域、家庭、学校が一体となったはぐくみでございますが、多感な年齢期にある中学生が地域で職場体験を行う中で、地域で学び、共に生きる心や感謝の心をはぐくみながら創造性、自立性を高めるため、トライやる・ウィークを引き続いて実施いたします。

また、地域の社会教育施設を活用し、学校では体験できないようなさまざまな活動や学習活動、地域の方々との交流により子供たちの健やかな成長を促すために小学校児童を対象に放課後子ども教室を引き続いて土曜日の午前中に開設いたします。

政策4、「安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。

第1点、町を襲う危機への備えでございますが、平成21年の佐用町などにおける災害を教訓としまして、集中豪雨や地震などの災害を想定し、初動体制の確保、防災力の向上並びに各自主防災組織のリーダー育成を図るため、図上訓練や発災型訓練を取り入れた防災訓練を引き続いて実施いたします。特に障害者など、災害時に支援が必要な要援護者について家族や自主防災組織、民生委員などと連携しながら個人ごとの具体的な避難計画を作成して支援体制を確立いたします。

また、都市基盤の整備として東出字平岩の丹生山の崩壊が懸念される急傾斜地において、平成23年度に兵庫県事業で急傾斜対策工事を実施いたします。

さらに、消防力の強化を図るため、第3機

動分団車庫の移転工事を実施いたします。

第2点、犯罪を未然に防ぐ備えでございますが、子供たちを犯罪から守り安全で安心して暮らせる地域社会を目指し、たつの警察署と連携しながら青色回転灯15台で防犯パトロールの強化を図り、各自治会まちづくりの防犯グループや防犯推進員などの協力による犯罪抑止活動、住民一人ひとりによるかぎかけ運動、声かけ運動に取り組み、犯罪を防ぐ上で大きな力となる地域のつながり意識の醸成と自主防犯グループの活動促進など地域防犯力の強化を図ります。

また、子供たちを犯罪から守る取り組みといたしまして、携帯メールを利用した配信事業により保護者にいち早く防犯情報や学校情報などを伝達し、より安心・安全な学校教育環境を構築するために、引き続いて学校メール配信事業を実施いたします。

第3点、交通安全対策の充実でございますが、本町における交通事故発生件数は平成17年をピークに減少傾向にあり、平成22年2月10日から300日間交通死亡事故ゼロの記録を達成いたしました。しかしながら、依然として高齢者が当事者となる交通事故が多発していますので、高齢者の交通事故防止対策として高齢者交通安全教室を引き続き実施いたします。

また、本町が管理するJR山陽本線、二級河川大津茂川をまたぐ重要な橋りょう10橋と橋長2メートル以上の橋りょう164橋のうち平成23年度において3橋の点検業務を実施いたします。

政策5、「快適で住みやすいまちづくり」について申し上げます。

第1点、美しい町並みの形成でございますが、地籍調査事業の推進といたしまして、平成20年度より米田地区において事業が進行し、明確な成果を得ました。平成23年度におきましても、引き続き沖代地区を調査対象に取り組みを進めていきます。

また、市街地整備の推進でございますが、JR網干駅西南地区土地区画整理事業や都市

計画道路龍野線立体交差事業を推進し、JR網干駅周辺の交通環境の改善と良好な住環境整備を行います。この区域は平成22年度に決定された龍野線都市計画変更に追随し、土地区画整理や市街化区域の編入などを平成23年度の都市計画決定に向け進めていきます。

第2点、スムーズに移動できる交通体系の構築でございますが、沖代線の歩道整備につきまして、引き続きセミフラット化を実施し、歩行者の安全確保に努めていきます。

政策6、「美しくすがすがしいまちづくり」について申し上げます。

第1点、安全で良質な水の供給でございますが、立岡山北配水池は築造から45年が経過していることから、十分な貯水量の確保と緊急時の給水拠点として耐震化を有し、かつ緊急時に対応した施設容量を確保するため、引き続き配水池工事、送配水管布設工事を実施いたします。

また、水道事業の現状と将来の見通しを分析、評価した上で目指すべき将来像を描き、その実現のための方策を示すため、太子町水道ビジョンを策定いたします。

第2点、美しい環境を守る下水道等の整備でございますが、公共下水道への接続・水洗化率の向上については、平成22年度に実施した未接続世帯へのアンケート調査をもとに引き続き水洗化の啓発を行い、水洗化率の向上に努めます。

また、地形などで汚水下水道が整備できなかった家屋について、引き続き合併処理浄化槽の整備を進めていきます。

第3点、環境に優しいまちづくりでございますが、二酸化炭素削減に向けて町内6事業所とレジ袋の有料化などの協定を結んでいるところでございますが、今後もより多くの事業所への協力依頼や啓発などの取り組みを進めるとともに、廃てんぷら油の回収事業を推進いたします。

また、住民30名に対し、ダンボールコンポストによる生ごみの処理を体験していただき、家庭から出る生ごみの減量化を図り、引

き続き循環型社会の構築を目指します。

さらに、町並み環境美化の推進として昨年から本格実施していますペットのふんの放置に対するイエローカード設置を実施し、飼い主へのモラル向上を図っていきます。

政策7、「憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり」について申し上げます。

第1点、憩い、ふれあいの場づくりでございますが、総合公園は文化、スポーツ活動の拠点となる都市基幹公園として整備を進めています。平成23年度においては、利用者の要望の高いセンターゾーンに屋外トイレの整備と6,700平方メートルの用地取得を進めています。

第2点、生涯学習の推進でございますが、公民館におきましては多様化する学習ニーズに応じた講座を開設し、生涯学習の拠点または発信基地となるよう、たちばな大学や各種講座を開設し、一層の活動支援に努めていきます。また、子供と大人が同じ講座を受講する異世代交流を推進いたします。

図書館におきましては、中高年齢層の利用の増加に伴い、大活字本や健康や介護関連の書籍、また子育て中の若い家族を支援するため出産、子育て関連書、さらに児童の図書への親しみを一層図るための絵本や物語など、さまざまな世代の要求にこたえるよう図書の充実を図っていきます。

また、児童館、幼稚園、学校への訪問やおはなしの時間、絵本の時間などを通じて子供に本と親しむ機会を提供するとともに、乳幼児向けの絵本などのリストを乳幼児相談の際に配布するなど、利用者の拡大に努めていきます。

次に、人権学習の推進につきましては、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちづくりを目指し、リーダーの養成や住民学習会の充実を図るなど、広く人権尊重精神の普及に努めていきます。

第3点、歴史文化の再発見と活用でございますが、歴史資料館では歴史文化の情報発信の拠点として住民が町の歴史文化を学べる環

境を備えるため、展示事業、講座事業などを実施いたします。平成23年度につきましては、歴史講座を12回、一般対象の現地見学会を5回、小・中学生対象の歴史探検隊を5回開催し、「太子町の絵馬（斑鳩・龍田地区）」、「太子町の埋蔵文化財」の企画展示を開催いたします。

第4点、芸術、文化の振興でございますが、54回目を迎える公募美術展は町内外より多くの作品が集まり、各分野における住民の創造活動を促進し、その成果の発表と観覧者に感動を与える機会となっております。文化芸術活動の振興を図るため、引き続いて開催いたします。

また、文化会館におきましては、すぐれた芸術文化を鑑賞する機会や地元アーティストの活動場所の提供、町民みずから企画運営する創造型事業を支援し、地域文化の高揚に一層努めていきます。

また、平成23年度からEメールを配信し、各種イベント情報を提供いたします。

第5点、観光振興によるにぎわいづくりでございますが、豊かな観光資源を広く情報発信し、太子町の認知度を高めるため太子町観光協会を中心に西播磨観光協議会などと連携を図り、近隣市町の観光資源とのネットワーク化を推進し、相乗効果による観光振興を進め、広域的な観光情報の発信に努めます。その一役を担う町民参加型の第17回太子あすかふるさとまつりのさらなる充実を図ります。

また、魅力ある観光資源の一つでもありません特産品の普及を図るため、太子みそなどを活用した商品の開発など、地元商店などの協力を得ながら進めていきます。

政策8、「産業の活気あふれるまちづくり」について申し上げます。

第1点、美しい田園景観を維持する農業の振興でございますが、都市近郊農業という特色を生かし、サツマイモ畑とジャガイモ畑の観光オーナー事業を引き続いて実施いたします。

さらに、農業経営の安定と国内生産力の確

保を図り、食料自給力の向上と農業の機能を維持することを目的に平成23年度から実施される農業者戸別所得補償制度に向けて国の方向性が示されており、生産数量目標に即した生産を行う農業者には米の所得を補償する米の所得補償交付金、水田を有効に活用しつつ麦、大豆などの主食用米以外の作物を作付した農業者には水田活用の所得補償交付金などが交付されます。このような国の事業を有効に活用しつつ、太子町水田農業推進協議会を中心に関係機関と連携し、効率的な生産を行う集落営農組織、認定農業者など、担い手の確保、育成を推進していくため、集落営農研修会や認定農業者研修会に積極的に参加してもらい、本町の特性を踏まえた農業の振興を図っていきます。

近年、農作物の安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化が進む中で、生産者と消費者の距離を近づける地産地消への期待が高まっています。そのため、町内での消費範囲の拡大策として直売所の固定化、学校給食センターへの安定した納入や太子夕市部会、太子いちじく部会などの生産者団体を引き続いて支援していきます。

また、都市と農業集落の交流や食育などの推進を図るため、地域の担い手農家を支援しながら食と農を結ぶ事業などを実施し、遊休農地の解消、農業集落の活性化を図っていきます。

さらに、堤体の老朽化により農地防災上問題があります原地区上ノ池の堤体の改修工事を行います。

第2点、にぎわいある商業の推進でございますが、地域の経営者に融資、税務、経営支援などを行う太子町商工会と引き続き連携しながら経営改善普及事業及び地域活性化事業を商工業の振興のため支援いたします。

また、架空請求など悪質商法による消費者の被害を防ぐため積極的な情報提供を行うとともに、引き続き消費生活相談員を配置し、相談体制の充実を図ります。

政策9、「自治と連携による力強いまちづ

くり」について申し上げます。

第1点、参画と協働の推進でございますが、本年は昭和26年に太子町が発足して町制施行60周年を迎えます。6月26日に記念式典を開催し、町民の皆様とともにお祝いするとともに、各種町行事を町制施行60周年記念行事と位置づけさまざまな機会を通じて我が町の歴史を振り返り、新たな郷土愛の涵養を図ります。

また、審議会への住民公募委員の参加、パブリックコメント、まちづくりの集いを引き続いて実施し、住民の政策形成過程への参加を推進するとともに、その周知に努めます。

第2点、太子町「行政力」のパワーアップでございますが、住民ニーズの多様化と財源不足を踏まえ、総合計画が描く将来像を計画的に実行するため、実施計画の策定において成果指標目標値で各事業の推進に当たります。

また、行政評価システムの構築については、第5次総合計画との整合を図るとともに、成果目標の設定を行い、総合的、計画的な事業を実施いたします。

さらに、入札契約制度の改善につきましては、競争入札の拡充を図るとともに、総合評価方式入札制度についても引き続き試行いたします。

情報化の推進といたしましては、外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加える法律改正に対応するため、平成23年度から2カ年で電算システムの改修を行っていきます。

庁舎建設事業計画の推進につきましては、平成22年度に新庁舎用地1万1,998.26平方メートルを購入するため、今期定例会で補正予算を計上させていただいていますが、本会期中にご議決をお願いするところであります。具体的な庁舎建設につきましては、平成23年度に種々課題などを整理しながら時代にふさわしいコンパクトで効率的な規模を決定し、建設事業計画への手続を進め、町民の皆様には綿密な精査が調い次第、適宜お示しさせていただきます。

以上が平成23年度の太子町行政に取り組む私の所信と施策の概要であります。これまで以上に住民、議会、行政が一体となり、新総合計画の基本目標“和のまち太子”の実現に向け、「活きるまち、誇れるまち、つながるまち、安心のまち」の基本理念のもと、全力を傾注いたします。

今期定例会にご提案しております案件につきましては、慎重なるご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

○議長（佐野芳彦） 町長の施政方針の説明は終わりました。

~~~~~

#### 日程第20 議案第10号 町道路線の認定について

○議長（佐野芳彦） 日程第20、議案第10号町道路線の認定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第10号町道路線の認定について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、都市計画法第40条による帰属路線7路線を認定するものであります。

起点、終点、道路延長、道路幅員等の概要につきましては、議案別紙で添付しております。また、箇所につきましては、参考資料に路線地図を添付しております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第21、議案第11号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第11号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院規則が改正されたことにより、国の扱いに準拠して本条例を改正するものであります。

改正の内容でございますが、時間外勤務手当について、平成22年4月1日施行の本条例の一部改正において国と同様に月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げることとし、またその算定の際、日曜日またはこれに相当する日の勤務については月60時間の時間外勤務時間の算定の基礎より除くことといたしました。このたびの人事院規則の改正は、平成22年調査による民間企業の実態を踏まえ、日曜日等の勤務についても当該基礎に含めることとし、平成23年度から実施することとされました。当町においても同様となるよう、関連部分を改正するものであります。本条例の施行日期日につきましては、本年4月1日からの施行としております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第22 議案第12号 地域活性化基金条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第22、議案第12号地域活性化基金条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第12号地域活性化基金条例の制定について説明を申し上げます。

本条例は、平成22年度の国の補正予算において創設された地域活性化、住民生活に光をそそぐ交付金が本年度に交付されることから、その受け皿となる基金を創設し、基金の管理等を定めた条例を制定するものでございます。

当該交付金は年度末での交付であり、今年度内の事業完了は非常に困難でありますので、新たな基金を設置し、交付金を積み立て、平成23年度及び平成24年度の2カ年度にわたり地域活性化事業に活用するものでございます。

今後も同様の交付金等が交付され、事業執行期間の確保が困難な場合等については、当基金に積み立てることにより円滑な事業実施を図りたいと考えております。

なお、詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(佐野芳彦) 副町長。

○副町長(八幡儀則) 議案第12号地域活性化基金条例の制定について詳細説明を申し上げます。

本条例は、本町の地域活性化対策事業を円滑に実施するために交付金や補助金といった特定財源の受け皿として新たな基金を設置するものでございます。基金の管理面や運用益金の処理については、既存の基金と同様に取り扱うこととしており、処分については地域活性化対策推進事業に限定いたしております。

次に、条文について説明をいたします。

第1条には、設置の目的として地域活性化

対策推進事業を円滑に実施するためとしております。今後、同様な交付金が交付される場合においても本基金に積み立てることを想定しております。第2条に積み立てる額は、予算で定める額に限定し、第3条で基金管理の方法について最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと明記しております。これにつきましては、既存の基金条例と同様の表現としております。第4条では、基金の処分については一般会計歳入歳出予算に繰り入れて処分することを定め、第5条で歳計現金に繰りかえて運用ができることとしております。第6条では、本基金から生じる収益は一般会計歳入歳出予算に計上して本基金に編入すること、また第7条には、委任事項を定めております。また、本条例の施行日を公布の日としております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(佐野芳彦) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第13号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(佐野芳彦) 日程第23、議案第13号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第13号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、平成23年4月以降の出産育児一時金の支給に係る健康保険法施行令等の一部改正が予定されており、その内容に基づき本条例を改正するものであります。

改正の内容としましては、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、出産育児

一時金の支給額を35万円から39万円に4万円引き上げておりますが、被保険者等の経済的負担を軽減し安心して出産できるようにするため、この時限措置を継続し、本則において出産育児一時金を39万円とするものでございます。施行日につきましては、平成23年4月1日としております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第24 議案第14号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第24、議案第14号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第14号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部改正に基づく課税限度額の改正と国民健康保険税対象経費を賄うため、保険税率を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、基礎課税額の課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を13万円から14万円に、介護納付金課税額の課税限度額を10万円から12万円に改正し、また受益者負担の原則により保険税率を改正するものでございますが、保険税の算定基礎である資産割を引き下げ、応益部分と応能部分の割合がおおむね半分ずつになるよう保険税率を見直して改正するものでございます。

なお、本条例の改正に当たりましては、国

民健康保険運営協議会を開催し、ご審議をいただいております。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第14号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

少子・高齢化の進展や医療費の増大などにより国民健康保険事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。平成23年度の予算編成に当たり必要な医療費等の歳出に対する歳入を見積もりましたところ、現行税率に基づく保険税収入では約8,500万円の歳入不足となる見通しとなりました。この歳入不足は保険税の改定により賄うことが原則であります。昨今の社会経済情勢に配慮し激変緩和、上昇抑制のため、国民健康保険財政調整基金より4,000万円を繰り入れた上で例外的に一般会計より2,000万円を繰り入れて対応することといたしました。残る約2,500万円の歳入不足につきましては、原則である被保険者の皆様にある程度の負担を求めざるを得ないと考え、今回保険税率改定による財源の確保を図るものでございます。

今回の税率改定の主な点としまして、1点目は、3月に予定されております地方税法施行令の改正に伴い賦課限度額を改正すること。2点目は、かねてより議論のありました資産割を約半分に引き下げること。3点目は、被保険者ごとの均等割や世帯ごとの平等割といった応益部分の割合が被保険者の所得割や資産割といった応能割合に比べて高い比率となっておりますので、これらの比率がおおむね50対50になるように設定し直し、負担の均衡を図ることでございます。

具体的には、賦課限度額につきましては、第2条で医療分を50万円から51万円に、後期高齢者支援金分を13万円から14万円に、介護納付金分を10万円から12万円に改正いたして

おります。その他税率では、医療分につきましては第3条で所得割の率を6.0%から6.65%に、第4条で資産割の率を20%から10%に、第5条で均等割の額を2万7,000円から2万5,500円に、第5条の2で平等割の額を2万4,000円から2万1,000円に改正しております。後期高齢者支援金分につきましては、第6条で所得割の率を1.65%から2.28%に、第7条で資産割の率を3%から2%に、第7条の2で均等割の額を6,900円から8,200円に、第7条の3で平等割の額を6,000円から6,900円に改正しております。介護納付金分につきましては、第8条で所得割の率を1.58%から2.26%に、第9条で資産割の率を8.9%から4%に、第9条の2で均等割の額を1万400円から9,500円に、第9条の3で平等割の額を6,200円から5,500円に改正しております。また、均等割、平等割の額の改正に伴い、7割軽減、5割軽減、2割軽減の額について第21条を改正しております。

本町の保険税率の改定は、平成20年度の大幅な医療制度の変更による全面改定後、平成21年度に医療分に係る所得割の税率のみ改定しており、それ以来2年ぶり改定となっております。

施行日につきましては、賦課限度額の改正は地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布の日とし、それ以外は平成23年4月1日から施行し、平成23年度賦課分から適用としています。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第25 議案第15号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更につ

いて

○議長（佐野芳彦） 日程第25、議案第15号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第15号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について説明を申し上げます。

西脇市長、加西市長、加東市長及び多可町長から北はりま消防組合の平成23年4月1日付の新設に伴う同日付の本組合への加入申し出の提出がありました。その加入を認め、規約の変更を行うものであります。

その改正により、本組合構成市町村等の数は、19市12町27一部事務組合から19市12町28一部事務組合となります。

なお、施行日については平成23年4月1日であります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第26 議案第16号 平成23年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第26、議案第16号 平成23年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第16号平成23年度  
兵庫県太子町一般会計予算について説明を申  
し上げます。

総額は92億2,267万9,000円、対前年度比で  
2億6,543万4,000円、3.0%の増となってい  
ます。予算規模増加の主な原因は、障害者給  
付、子ども手当等の扶助費の増加によるもの  
であります。

歳入予算の主な増減については、急速な景  
気後退により町税、地方譲与税並びに自動車  
取得税交付金及び地方特例交付金を除く各種  
交付金が軒並み減収見通しとなり、これらを  
合わせて対前年度比1億7,610万3,000円、  
4.0%の減となっております。地方交付税は  
これら町税等の落ち込みによる基準財政収入  
額の減少により対前年度比1億9,200万円、  
12.8%の増、国庫支出金は主に子ども手当支  
給事業による対前年度比1億1,002万  
6,000円、9.6%の増、町債は都市計画事業  
債、臨時財政対策債の増により対前年度比  
9,742万8,000円、15.0%の増となっております。

歳出予算の主な増減について、民生費は障  
害者給付、子ども手当等の扶助費等の増によ  
り対前年度比2億5,614万1,000円、8.9%の  
増、衛生費は水道事業会計繰出金及び各種予  
防接種委託料等の増により対前年度比  
6,822万8,000円、8.3%の増、土木費は幹線  
道路整備事業の工事請負費等の減により対前  
年度比2億1,747万1,000円、15.2%の減、教  
育費は太田小学校の耐震補強事業等の増によ  
り対前年度比8,888万9,000円、8.5%の増と  
なっております。その他債務負担行為を1事  
業、地方債を5事業設定し、一時借入金、歳  
入予算の流用については前年度と同様として  
おります。

詳細につきましては副町長より説明を申し  
上げますので、よろしくご審議を賜り、原案  
のとおり議決いただきますようお願い申し上  
げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されま

した議案第16号平成23年度兵庫県太子町一般  
会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

50ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費につ  
きましては、前年度比3,540万9,000円の増と  
なっておりますが、主に地方議会議員年金制  
度が本年6月1日に廃止される見込みである  
ことに伴いまして、町村議会議員共済会へ支  
払う給付費負担金が大幅に増額になるため  
でございます。

52ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管  
理費、節2給料及び節3職員手当等につきま  
しては、前年度と比べまして給料658万  
4,000円、職員手当等530万8,000円の減で  
ございますが、昨年度の給与改定に伴う減等  
によるものでございます。節4共済費につきま  
しては318万円の増でございますが、これは  
市町村職員共済組合の負担率の引き上げに伴  
うものでございます。

56ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金につきまして  
は、前年度と比べまして1,278万5,000円の増  
でございますが、主に負担率の引き上げによ  
る市町村職員退職手当組合負担金の増及び定  
年退職者が3名増えることによる特別負担金  
の増でございます。

62ページをお願いいたします。

目7電子計算機費、節13委託料につきまし  
ては、前年度と比べまして163万8,000円の増  
でございますが、システム保守委託料のソフ  
ト分においてウイルス対策の機能強化による  
設定費用等でございます。

64ページをお願いいたします。

目8交通安全対策費、節15工事請負費につ  
きましては、道路反射鏡7基と、その他交通  
安全施設として視線誘導標5本の設置を予定  
いたしております。

66ページをお願いいたします。

目11自治振興費につきましては、前年度と  
比べまして535万5,000円の増でございます

が、主に太子町制60周年記念式典等の開催費や隔年に補助しております太子町連合自治会研修補助金の負担によるものでございます。

72ページをお願いいたします。

項2徴税費、目2賦課徴収費、節23償還金利子及び割引料につきましては、前年度に比べまして220万円の増となっております。主な要因は、遺族が年金として受給する生命保険金のうち相続税の課税対象となった部分については所得税の課税対象とならないとする最高裁判所の判決を受けて、これに該当する所得税が10年分還付されることに伴い同様に住民税も還付の必要があり、還付額300万円を見込んだことによるものでございます。

74ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料につきましては、前年度と比べまして1,900万9,000円の増となっております。これは住民基本台帳法を初め関連する法律の改正により外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため、23年度から2カ年をかけ電算システムの改修を行うための委託料を計上しているためでございます。

76ページ、78ページをお願いいたします。

項4選挙費につきましては、23年度に改選期を迎える兵庫県議会議員選挙、太子町議会議員選挙及び農業委員会の選挙の執行費用を計上いたしております。

80ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目2指定統計調査費につきましては、前年度と比べまして1,068万7,000円の減となっておりますが、主に国勢調査事務が終了したことによるものでございます。

84ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金であります。このうちその他一般会計繰出については、保険税率の改正に当たり被保険者の負担軽減を図るため2,000万円を計上しております。

86ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節28繰出金につきましては、介護保険特別会計繰出金であります。保険給付事業繰出が前年と比べまして2,203万3,000円増の2億6,073万4,000円、介護サービス事業繰出が同192万6,000円減の620万4,000円でございます。

引き続き、目3老人医療費につきましては、20年度に策定した兵庫県の行財政構造改革による福祉医療制度の見直しに係る2年間の経過措置期間が終了し、老人医療費助成対象者が大幅に減少したため、前年と比べまして810万7,000円の減となっております。

ページが飛んで恐縮ですが、県行革による制度改正のなかった100ページの項2児童福祉費、目4母子家庭等医療費を除きまして、92ページの目7障害者医療費で489万7,000円の減、また102ページの目6乳幼児等医療費では、中学3年生修了時までの入院時医療費助成を行うこども医療費分も含め620万3,000円の減と制度改正の影響を受けております。

次に、目5児童措置費、節20扶助費の子ども手当ですが、23年度につきましては、中学校修了までの児童を対象に3歳未満につきましては月額2万円、3歳以上につきましては月額1万3,000円を支給するものでございます。なお、費用負担につきましては、児童手当法の規定に基づく部分については国、地方、事業主が、それ以外の費用については全額を国庫が負担するものでございます。

108ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料につきましては、前年度と比べまして6,338万9,000円の増となっておりますが、主な要因といたしましては小児細菌性髄膜炎、小児肺炎球菌及び子宮頸がんのワクチン接種委託料でありまして、この3種の予防接種が平成22年度の国の補正予算において補助事業として施行され、平成23年度も継続して実施されるため、本町におきましても補助率2分の1の補助を活用してより多くの対象者が予防接種できる環境を整えるものでござ

ざいます。

112ページをお願いいたします。

目4環境衛生費、節19負担金補助及び交付金のうち環境衛生推進協議会負担金につきましては、揖龍保健衛生組織協議会が平成22年度をもって解散し、たつの支部と太子支部として新たに発足する必要が生じ、本町では、仮称ではございますが、太子町環境衛生推進協議会として立ち上げ、その負担金として13万円の増、揖龍保健衛生施設事務組合負担金のうち火葬場施設に係る経費で35万6,000円の減となり、合わせて22万6,000円の減となっております。

114ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1清掃総務費、節19負担金補助及び交付金のうち揖龍保健衛生施設事務組合負担金につきましては、前年のし尿処理実績の減少、ごみ処理施設の公債費の減少により、前年度対比7,048万7,000円の減となっております。

116ページをお願いいたします。

款5労働費、項2雇用対策費につきましては、雇用創出を目的として県が基金を設置し、平成21年度から平成23年度までの3年間で実施する計画でございますので、引き続き平成23年度に計上いたしております。

122ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節19負担金補助及び交付金のうち県営上ノ池改修事業負担金につきましては、原地区に所在を置く農業用ため池の改修工事を23、24、両年度に予定しておりますが、23年度は本体工事約70メートルを行うものでございます。

124ページをお願いいたします。

目7国土調査費、節13委託料につきましては、町域の地籍の明確化を図る目的において平成20年度から事業着手しておりますが、22年度には沖代地区を対象に取り組みを進めております。23年度も引き続き沖代地区を対象に取り組むものでございます。

130ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節19負担金補助及び交付金のうち県単独事業急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては、県施行による東出字平岩の丹生山斜面の崩壊対策事業経費の負担金でございます。事業期間は平成25年度までの計画でございますが、これを平成23年度の測量等による結果から工法を決定し工事を行うものでございます。

132ページをお願いいたします。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節13委託料のうち橋梁点検業務委託料につきましては、22年度から24年度の3カ年で点検業務委託をしまして、その点検結果を踏まえて橋梁長寿命化修繕計画を策定するものでございます。23年度は、鉄道をまたぐ3橋を点検する予定となっております。

138ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目4公園事業費、節15工事請負費につきましては、総合公園南側の屋外トイレ整備工事費用でございます。節17公有財産購入費につきましては、総合公園用地取得費でございます。引き続き、東側の山林6,696平方メートルを取得する計画でございます。

140ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費につきましては、たつの市への消防事務委託料でございます。平成22年度普通交付税の消防費基準財政需要額の80%にて算出いたしております。

142ページをお願いいたします。

目3消防施設費、節15工事請負費につきましては、消防団第3機動分団の車庫について、現在は田中自治会の公民館の一部を借用して利用しておりますが、自治会の要望により移転することとなったため、その工事費を計上いたしております。

152ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費につきましては、太田小学校南館中央棟校舎の耐震補強及びトイレ改

修工事を行うものでございます。

156ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料のうち太子東中学校校舎増築工事実施設計委託料につきましては、生徒数の増加により教室不足が見込まれる太子東中学校施設の整備を図るため、増築に向けた実施設計を作成するものでございます。

176ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目6図書館費、節15工事請負費につきましては、障害者対応の多機能トイレでございますオストメイト・トイレを設置するものでございます。節18備品購入費につきましては、図書を2,775冊購入の予定ですが、内訳は一般図書2,200冊、児童図書500冊、参考図書25冊、大活字本50冊でございます。また、施設備品として木製書架1台を購入する予定でございます。

190ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目4給食センター費、節11需用費のうち修繕料につきましては、蒸気式回転がま3台の取りかえ修繕等でございます。

続きまして、192ページをお願いいたします。

節15工事請負費につきましては、センター2階研修室のエアコンの取りかえ工事費であり、節18備品購入費につきましては、自動炊飯器用のかま等を購入する費用でございます。

款11災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費及び目2都市計画施設災害復旧費につきましては、緊急災害発生に備え道路橋りょう及び公園等の都市計画施設の復旧費用を新たに計上しております。

続きまして、歳入の説明をいたします。

14ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人につきましては、予算額13億7,150万7,000円で、前年度と比べまして1億7,465万6,000円、11.3%の減となっております。

目2法人につきましては、予算額1億7,096万7,000円で、前年度と比べまして674万7,000円、4.1%の増となっております。個人は長引く経済不況のもとで引き続き減少する見込みであり、法人はやや持ち直しの傾向が見受けられ若干の増としております。

項2固定資産税、目1固定資産税につきましては、予算額19億9,738万1,000円で、前年度と比べまして628万円、0.3%の減となっております。内容といたしましては、土地が7億7,257万円で552万円の増であります。これは評価額と税を算定する課税標準額に開きがあるため、この開きを解消していく負担調整措置により税負担が上昇するものでございます。家屋は7億9,483万9,000円で1,902万5,000円の増であります。これは新築家屋分により増加するものでございます。償却資産は3億8,397万2,000円で2,182万5,000円の減となっております。

16ページをお願いいたします。

項3軽自動車税につきましては、予算額6,688万3,000円で、前年度に比べまして137万6,000円、2.0%の減でございます。これは昨年大幅な増を見込んでおりましたが、結果は大幅な増にならなかったことにより減としたものでございます。総台数は1万2,852台で、前年度に比して347台の減を見込んでおります。

項4町たばこ税につきましては、予算額1億5,537万8,000円で、前年度に比べまして431万2,000円、2.7%の減でございます。これは値上げによる影響、また引き続き健康に対する意識の高まりや喫煙場所の制約が進んでおり、国の予算見込み額の低下率にあわせ売上本数の低下を見込んでおります。

18ページ、20ページにまたがりませんが、お願いいたします。

款2地方譲与税、項2自動車重量譲与税、款3利子割交付金、款4配当割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金及び款7ゴルフ場利用税交付金につきましては、長引く景気低迷

により軒並み減収見通しとなり、前年度と比べまして合計1,390万円の減となっております。

款10地方交付税につきましては、先ほど申し上げた町税等の落ち込みによる基準財政収入額の減少などにより、前年度と比べまして1億9,200万円の増となっております。

36ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目4労働費県補助金につきましては、歳出で申し上げたとおり、雇用対策として町が実施する緊急雇用就業機会創出市町事業及びふるさと雇用再生市町事業に対し県補助を充当するものでございます。

38ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金、節3選挙費委託金につきましては、歳出で申し上げました前年度に引き続きまして兵庫県議会議員選挙の委託金でございます。

48ページをお願いいたします。

款21町債、項1町債、目1衛生債につきましては、立岡山北配水池整備事業に係る出資債でございます。

目3消防債につきましては、歳出で申し上げました第3機動分団の消防車庫移転事業に係る起債でございます。充当率は75%でございます。

目4教育債につきましては、歳出で申し上げました太田小学校校舎耐震補強事業に係る起債でございます。充当率は75%でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第2表で住基システム改修事業の債務負担行為を設定しております。平成23年度、24年度の2カ年で限度額は2,887万5,000円でございます。

次の9ページ、第3表におきまして、地方債を定めております。事業債の限度額は総額7億4,660万円となっております。

以上で平成23年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。ど

うぞよろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第27 議案第17号 平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第27、議案第17号平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第17号平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

平成23年度国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を31億4,880万9,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税7億5,661万3,000円、国庫支出金6億6,873万1,000円、療養給付費等交付金1億7,519万1,000円、前期高齢者交付金8億2,444万7,000円、県支出金1億2,374万2,000円、共同事業交付金3億5,897万4,000円、繰入金2億3,383万7,000円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費4,783万7,000円、保険給付費21億6,283万5,000円、後期高齢者支援金等3億7,164万5,000円、介護納付金1億5,302万9,000円、共同事業拠出金3億5,897万4,000円、保健事業費1,997万8,000円等であります。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第17号平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算に

ついて詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

25ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費17億472万3,000円は、平成22年3月診療から10月診療までの保険者負担分から年間の保険者負担分を求め、この額に医療費の伸び率の見込みを乗じて算出しております。退職被保険者等療養給付費、一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養費及び高額療養費につきましても、平成22年度見込みから年間の保険者負担分を算出しております。

29ページをお願いいたします。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金2,310万円は、出産1件につき42万円で、前年度と同数の55件を予定しております。

款3 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金3億7,160万9,000円は、現役世代が後期高齢者医療へ支援金として納付する額で、1人当たりの負担見込み額に被保険者数を乗じて支援金を算出しております。前々年度精算分として平成21年度の精算額は約1,000万円の減となっており、概算分、精算分を合わせて昨年度と比較し約1億1,400万円の増となっております。

31ページをお願いいたします。

款4 前期高齢者納付金等、目1 前期高齢者納付金104万3,000円は、65歳から74歳までの前期高齢者に係る保険者間の費用負担を調整するための納付金で、後期高齢者支援金と同様、平成21年度の精算により昨年度と比較し約56万円の増となっております。

款6 介護納付金は1億5,302万9,000円で、平成23年度標準給付費額及び介護予防事業費額の見込み額の総額7兆7,553億円の30%を第2号被保険者4,293万人が負担するものでありまして、太子町国保分の第2号被保険者見込み数2,913人分に、23年度の1人当たりの負担見込み額5万4,200円を乗じたものが平成23年度概算介護給付費納付金となります。

33ページをお願いいたします。

款7 共同事業拠出金、目1 高額医療費拠出金並びに目2 保険財政共同安定化事業拠出金は、共同事業に必要な費用の見込み額に対して本町分の拠出率等を乗じて算出しております。

款8 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費1,852万9,000円は、平成20年度より医療費適正化の総合的な推進として保険者に40歳から74歳までの被保険者を対象に特定健康診査、特定保健指導の実施が義務づけられております。

続いて、歳入をご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

議案第14号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでご説明しましたが、本年度は2年ぶりに保険税率の改正をお願いいたしております。これにより、款1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分について4億3,729万8,000円を計上しております。後期高齢者支援金分現年課税分については1億4,149万4,000円、介護納付金分現年課税分については4,673万3,000円を計上いたしております。平成22年度当初予算比較では約1,000万円の減となっておりますが、22年度の12月補正後の現計予算と比較しますと、約2,450万円の増となっております。

11ページをお願いいたします。

目2 退職被保険者等国民健康保険税は、一般被保険者と同様に算出いたしております。

13ページをお願いいたします。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金5億3,460万6,000円は、療養給付費負担金3億6,459万5,000円、介護納付金負担金5,533万1,000円、後期高齢者支援金負担金1億1,436万円、前期高齢者納付金負担金32万円の合計額で、後期高齢者支援金の増などの影響により、前年度より3,325万4,000円増額となっております。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金の普通調整交付金1億1,207万4,000円は、財政調

整交付金7,807万2,000円、介護納付金財政調整交付金1,108万2,000円、後期高齢者支援金財政調整交付金2,285万4,000円、前期高齢者納付金財政調整交付金6万6,000円の合計額でございます。

目2 出産育児一時金補助金55万円は、議案第13号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてで説明いたしましたが、緊急の少子化対策の一環として平成21年10月から被用者保険に合わせ38万円から42万円に4万円引き上げ、その2分の1の2万円を国が補助していましたが、平成23年度より支給額を恒久化し、平成23年度は激変緩和措置としてその4分の1の1万円を国が補助するものでございます。

15ページをお願いいたします。

款5 前期高齢者交付金8億2,444万7,000円についてですが、平成23年度の概算交付金の額は21年度における前期高齢者納付費額、前期高齢者の加入率、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の額などの実績数値をもとに予測し算出したしております。前々年度精算分としまして平成21年度の精算額は約1億2,500万円の増となっておりますが、概算分、精算分合わせて昨年度と比較し、約4,500万円の減となっております。

款6 県支出金、項2 県補助金、目2 財政調整交付金の普通調整交付金9,606万3,000円は、国庫補助金の普通調整交付金と同様の方法により算出したしております。

17ページをお願いいたします。

款7 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金6,166万7,000円並びに目2 保険財政共同安定化事業交付金2億9,730万7,000円は、歳出の共同事業歳出金と同額を予定いたしております。

款10 繰入金、目1 一般会計繰入金1億9,383万7,000円は、保険基盤安定繰り入れとして保険税軽減分と保険者支援分1億209万円を計上しております。

続いて、19ページ、20ページをお願いいたします。

職員給与費等繰り入れとして総務費の人件費及び物件費相当額4,751万1,000円、出産育児一時金等繰り入れとして出産育児一時金の3分の2の1,503万3,000円、普通交付税に算入される財政安定化支援事業繰り入れとして920万3,000円、そして保険税率の改定の大幅な伸びを抑制するため、例外で繰り入れするその他一般会計繰り入れとして2,000万円を計上いたしております。

項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金4,000万円につきましても、その他一般会計繰り入れと同様、保険税率改定のための大幅な伸びを抑制するため繰り入れることといたしております。

以上で平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時50分）

（再開 午後3時09分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に続き会議を開きます。

~~~~~

日程第28 議案第18号 平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第28、議案第18号平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第18号平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

平成23年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を16億5,302万9,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料 3 億 2,199 万 5,000 円、国庫支出金 3 億 1,077 万 1,000 円、支払基金交付金 4 億 6,325 万 1,000 円、県支出金 2 億 3,337 万 7,000 円、繰入金 3 億 1,292 万 5,000 円等であります。

歳出につきましては、総務費 5,404 万 8,000 円、保険給付費 15 億 2,994 万 8,000 円、介護サービス事業費 1,669 万 4,000 円、地域支援事業費 4,683 万 9,000 円等を計上いたしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第 18 号平成 23 年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

16 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費については、介護保険事務職員 4 名分の人件費のほか、老人保健福祉計画・介護保険事業計画改定委託料と事務経費を合わせて一般管理費全体で 3,627 万 6,000 円を計上しております。

18 ページをお願いいたします。

項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費については、介護保険料納付書の郵送料など、賦課徴収を行うための費用として 238 万 4,000 円を計上しております。

項 3 介護認定審査会費、目 1 介護認定審査会費については、介護認定審査会の開催による委員報酬を計上し、介護認定審査会費全体で 351 万 7,000 円計上いたしております。

18 ページ、20 ページを、ページをまたぎますが、お願いいたします。

目 2 認定調査費については、認定調査員賃金 5 名分と主治医意見書作成料を計上し、認定調査費全体で 1,170 万 7,000 円を計上いたしております。

20 ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 1 介護諸費、目 1 介護サービス費については、在宅の要介護者への訪問介護、通所介護などの居宅介護サービス給付費として 5 億 6,563 万 2,000 円、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設並びに介護療養型医療施設などの施設介護サービス給付費として 6 億 1,916 万 1,000 円、認知症対応型の通所介護及び共同生活介護などの地域密着型介護サービス給付費として 1 億 106 万 6,000 円を計上し、介護サービス費全体で 13 億 6,315 万 6,000 円計上いたしております。

目 2 予防サービス費については、在宅の要支援と認定された方への訪問介護、通所介護等の介護予防サービス給付費として 7,460 万 8,000 円、地域密着型介護予防サービス費として 307 万 6,000 円を計上し、予防サービス費全体で 9,790 万 2,000 円計上しております。

目 3 高額介護サービス費については、要介護者等の支払う自己負担額が一定額以上になったときに払い戻される高額介護サービス費及び高額医療、高額介護合算費として 2,601 万 7,000 円を計上いたしております。

22 ページをお願いいたします。

目 4 特定入所者サービス費については、施設サービス給付費のうち保険適用外の居住費と食費について低所得者に対する補足的給付として 4,118 万 9,000 円計上しております。

目 5 審査支払手数料については、兵庫県国民健康保険団体連合会に審査委託する際に係る費用として 168 万 4,000 円計上しております。

ページをまたぎますが、22、24 ページをお願いします。

款 3 介護サービス事業費、項 1 介護サービス事業費、目 1 介護サービス事業費については、要支援と認定された方のケアプランを管理する職員 1 名分の人件費のほか、ケアプラン作成委託料などを計上し、介護サービス事業費全体で 1,669 万 4,000 円計上しております。

24 ページをお願いいたします。

款 4 地域支援事業費、項 1 介護予防事業

費、目1介護予防事業費については、要支援または要介護となるおそれのある方を発見することを目的とした生活機能評価事業の委託料と、その方々を対象とした介護予防事業の委託料などを計上し、介護予防事業費全体で1,422万円計上いたしております。

24、26ページをお願いいたします。

項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費については、地域包括支援センター職員4名分の人件費のほか、総合相談窓口業務委託料、安心見守りコール事業委託料を計上し、包括的支援事業費全体で3,261万9,000円計上いたしております。

歳入について説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1介護保険料については、現年度分として特別徴収対象者6,067名分3億433万3,000円、普通徴収対象者468名分1,736万2,000円、介護保険料全体で3億2,199万5,000円計上しております。

款2介護サービス事業収入、項1介護サービス事業収入、目1介護サービス事業収入については、兵庫県国民健康保険団体連合会から介護予防サービスプラン作成報酬として1,049万円計上しております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金については、保険給付費に定率の負担割合を乗じた2億7,164万2,000円計上いたしております。

項2国庫補助金、目1調整交付金についても同様に補助割合を乗じた2,356万円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

目2地域支援事業交付金については、介護保険事業計画における保険給付費の推計額から審査支払手数料を除いた額に3.0%を上限として定率の負担割合を乗じた1,556万9,000円を計上しております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金については、保険給付費に定率の負担割合を乗じた4億

5,898万5,000円を計上しております。

目2地域支援事業交付金については、歳出の款4地域支援事業費、項1介護予防事業費の額に定率の負担割合を乗じた426万6,000円を計上しております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金については、保険給付費に定率の負担割合を乗じた2億2,558万8,000円を計上しております。

項2県補助金、目1地域支援事業交付金については、介護保険事業計画における保険給付費の推計額から審査支払手数料を除いた額に3.0%を上限として定率の負担割合を乗じた778万4,000円を計上しております。

12ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金については、40歳から64歳までの医療保険未加入者、いわゆる生活保護者の介護認定審査を兵庫県から委託を受けた際の委託料として5,000円計上いたしております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、保険給付事業繰入金として保険給付費、地域支援介護予防事業費及び包括的支援事業費に定率の負担割合を乗じた部分の繰り入れとして2億161万7,000円、職員給与費及び事務費等の繰り入れとして5,911万7,000円、合計2億6,073万4,000円、介護サービス事業繰入金として620万4,000円計上し、合わせて合計2億6,693万8,000円計上しております。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金については、第4期介護保険事業計画期間中における介護保険料の上昇を抑制することとしたため、介護保険料が定率の負担割合に満たない不足分の保険料を過年度に基金へ積み立てた保険料から取り崩して賄う必要があります。この介護給付費等への繰入分として4,160万円計上いたしております。

目2介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金については、第4期介護保険事業計画において介護報酬改定等に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための財政措置として介護

従事者処遇改善臨時特例交付金が交付され、基金として積み立てています。この基金を第4期介護保険事業計画期間中において取り崩し、介護サービス費等の財源として繰り入れることとされていますので、保険料軽減分と周知事務経費を合わせて438万7,000円計上しております。

以上で議案第18号平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第29 議案第19号 平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算**

○議長（佐野芳彦） 日程第29、議案第19号平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第19号平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

平成23年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を2億5,310万8,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料1億9,641万2,000円、繰入金5,119万4,000円等であります。

歳出につきましては、総務費777万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金2億4,483万円等を計上いたしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第19号平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算についての詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、後期高齢者医療事務職員1名分の人件費と被保険者証郵送料等の事務経費で、合わせて626万9,000円を計上いたしております。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務的経費で、保険料決定通知書等の郵送料や死亡等に伴う過誤納付還付金など、合わせて150万9,000円を計上しております。

12ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金は2億4,483万円を計上しています。後期高齢者医療広域連合保険料納付金は、歳入で計上している後期高齢者医療保険料を広域連合に納めるための費用で、1億9,641万2,000円を計上しています。また、過年度分の後期高齢者医療広域連合保険料納付金として500万円を計上しております。兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金は、広域連合が事業運営を行うために県内の市町が納める費用で、984万5,000円を計上しております。保険基盤安定繰入金納付金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補てんするための費用で、3,347万3,000円を計上いたしております。後期高齢者医療広域連合延滞金納付金は、広域連合に納付する延滞金を延滞金納付金として10万円計上いたしております。

歳入について説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料は、特別徴収分1億3,322万円、普通徴収分6,269万2,000円、滞納繰越分50万円、全体で1億9,641万

2,000円を計上いたしております。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料は、後期高齢者医療保険料の督促手数料として1,000円を計上いたしております。

款3 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金、合わせて5,119万4,000円を計上しております。

款4 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は、過年度の保険料納付金として500万円を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。

款5 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、目1 延滞金は、後期高齢者医療保険料の延滞金として10万円を計上いたしております。

款5 諸収入、項2 町預金利子、目1 町預金利子は、金融機関預金利子として1,000円計上しております。

款5 諸収入、項3 雑入、目1 雑入は、広域連合からの過年度分の保険料還付金等を見込んで40万円計上しております。

以上で議案第19号平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第30 議案第20号 平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第30、議案第20号平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第20号平成23年度

兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成23年度墓園事業特別会計の歳入歳出予算の総額を1,564万7,000円と定めるものであります。

歳入の内容としましては、使用料及び手数料1,564万4,000円等であります。

また、歳出につきましては、墓園事業費1,564万7,000円を計上いたしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程いたしました議案第20号平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算についての詳細説明を申し上げます。

まず、8ページの歳出から説明をさせていただきます。

款1の墓園事業費でございますが、目1の一般管理費につきましては、使用者管理に係る費用でございます。本年度より使用料による使用者管理、手数料による墓園維持管理を明確にするため、墓所使用還付金を墓園管理費から一般管理費へ移動いたしました。内訳につきましては、募集などによる経費として17万8,000円、返還還付金として190万円、一般会計への繰出金として653万7,000円を計上し、本年度は861万5,000円の計上でございます。

目2の墓園管理費は、墓園の維持管理に係る費用でございます。節13の委託料のうち清掃管理業務委託についてはシルバー人材センターに予定しております。植樹の管理業務委託でございますが、薬剤防除、生け垣の剪定等でございます。車どめの開閉業務委託については、地元自治会に予定をしております。委託料といたしまして618万2,000円の計上でございます。

また、本年度より平成22年度墓園事業特別会計補正予算（第2号）にて上程したメモリ

アルパーク管理基金積立金により発生する利子を基金として積み立てるため、新たに墓園管理費、メモリアルパーク管理基金積立金1,000円計上いたしております。

次に、6ページの歳入を説明させていただきます。

款1使用料及び手数料でございますが、項1の使用料の目1墓園使用料につきましては、17基分の予算化としまして952万円の計上をいたしております。

項2手数料の目1墓園手数料につきましては、902基分としまして612万4,000円を計上いたしております。

また、歳出で申し上げましたとおり、メモリアルパーク管理基金の利子が発生するため、歳入として1,000円計上いたしております。

以上で平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第31 議案第21号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第31、議案第21号平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第21号平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成23年度における下水道事業特別会計予算の歳入歳出予算の総額は15億9,227万5,000円であります。

歳入の主な内容としましては、分担金及び

負担金800万円、使用料及び手数料4億8,713万1,000円、繰入金8億8,574万3,000円、町債2億1,040万円等であります。

歳出につきましては、下水道費3億9,924万6,000円、公債費11億9,302万9,000円を計上しております。

特に債務負担行為として、水洗便所改造資金融資制度における金融機関の損失補償を設定しております。その他、地方債を3事業設定いたしております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） ただいま上程されました議案第21号平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出の説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1下水道費、目1一般管理費、節11需用費の修繕料210万円につきましては、山田地区のマンホールふたの修繕、あるいは公共ます等の修繕費用でございます。続きまして、節13委託料669万2,000円につきましては、下水道水質検査委託、雨水幹線等の土砂浚渫作業委託、供用開始後10年以上を経過する区域の下水道管洗浄委託、マンホールポンプ15カ所の点検委託、停電時のマンホールポンプ稼働用発電機の保守点検委託でございます。続きまして、節15工事請負費100万円につきましては、下水道施設の維持補修工事費でございます。

14ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金のうち揖保川流域下水道維持管理負担金2億759万5,000円につきましては、終末処理を行う揖保川浄化センターへの負担金でございます。

続きまして、目2公共下水道事業費をお願いいたします。節13委託料のうち下水道情報

化システム作成委託につきましては、昨年度施工の下水道管、マンホール、取付管、公共ますの移動を地図データに反映させる業務を委託するものでございます。

16ページをお願いします。

節15工事請負費の5,100万円につきましては、面整備工事で公共ますが設置できなかったところのます設置工事費及び下水道管布設工事費でございます。続きまして、節19負担金補助及び交付金のうち1,696万9,000円につきましては、山田、原地区を含めた大津茂川の東側地区の下水道を姫路市側に流すための汚水長松幹線管渠築造工事負担金でございます。

続きまして、目3合併処理浄化槽整備費をお願いいたします。目3合併処理浄化槽整備費は、浄化槽と比較して下水道管布設工事が不経済や地形上施工が困難な場所に限り実施するものであり、1基の合併浄化槽設置工事費及び5世帯の定期点検、清掃委託料でございます。

続きまして、目4流域下水道事業費をお願いいたします。揖保川流域下水道建設負担金は、B系流量調整池改築工事、A系沈砂池改築工事、A系最初沈殿池機械設備改築工事などの負担金でございます。また、兵庫西流域下水道汚泥処理委託事業負担金は、これまでの建設改良費等の元利償還金でございます。

続きまして、款2公債費をお願いいたします。

目1元金、節23償還金利子及び割引料の8億3,718万7,000円につきましては、長期債元金償還金でございます。

続きまして、目2利子、節23償還金利子及び割引料の3億5,584万2,000円につきましては、長期債利子償還金と一時借入金の利子でございます。

以上、歳出の詳細説明を終わります。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

まず、8ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、目1下水道費負担金800万円につきましては、対象世帯の微減

から前年度と同額で計上をいたしております。

款2使用料及び手数料、目1下水道使用料につきましては、予算額4億8,689万円で、使用者数の増加を見込み、前年度対比1,427万7,000円の3%増となっております。

款3繰入金につきましては、予算額8億8,574万3,000円で、前年度対比△284万4,000円の3.2%減となっております。

10ページをお願いします。

款6町債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債で2億1,040万円の発行を予定いたしております。対前年度比940万円の増となっております。

最後に、4ページをお願いします。

第3表地方債でございますが、町債の発行予定額を限度額として設定をいたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第32 議案第22号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第32、議案第22号平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第22号平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成23年度における前処理場事業特別会計の歳入歳出予算総額は9,879万6,000円であります。

歳入の主な内容としましては、使用料及び

手数料495万円、繰入金9,384万4,000円等があります。

歳出につきましては、前処理場費8,328万円、公債費1,551万6,000円を計上いたしております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） ただいま上程されました議案第22号平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

8ページの歳出からご説明を申し上げます。

款1前処理場費、項1前処理場費、目1前処理場管理費、節13委託料につきましては、警備保障委託、前処理場運転管理業務委託、年4回の水質分析委託、皮革汚水流入管渠洗浄作業委託等を合わせまして4,630万7,000円を計上しております。対前年度比615万8,000円の減となっております。

10ページをお願いします。

節19負担金補助及び交付金につきましては、揖保川流域下水道維持管理負担金として530万4,000円を計上しております。対前年度比169万6,000円の減となっております。

目2流域下水道事業費につきましては、揖保川流域下水道建設負担金、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業の償還、建設の負担金及び汚泥焼却負担金を合わせまして合計953万3,000円を計上しております。対前年度比22万1,000円の増となっております。

款2公債費、項1公債費、目1元金、節23償還金利子及び割引料につきましては、長期債元金償還金といたしまして1,196万3,000円を計上いたしております。対前年度比6万円の減となっております。

目2利子、節23償還金利子及び割引料につきましては、長期債利子償還金といたしまし

て355万3,000円を計上しております。対前年度比28万4,000円の減となっております。

次に、歳入について説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

款1使用料及び手数料、目1下水道使用料につきましては、皮革産業の製造品出荷量の減少から、495万円を計上しております。対前年度比495万円の減となっております。

款2繰入金につきましては、対前年度比454万3,000円の減の9,384万4,000円を計上いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第33 議案第23号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第33、議案第23号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第23号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

平成23年度の水道事業会計におきます第3条予算の営業収益は4億9,039万2,000円を見込み、収益的収入として4億9,582万4,000円としております。

一方、事業費用においては、動力費、受水費、支払利息、人件費、減価償却費、資産減耗費が全体の約78%を占めております。収益的支出の見込み額は4億9,521万円であり、決算における当年度純利益は61万4,000円になると予測しております。

次に、第4条予算の資本的支出につきましては、建設改良費7億622万8,000円、企業債

償還金7,846万8,000円であり、支出総額7億8,469万6,000円を予定しております。その財源として、資本金収入において、工事負担金100万円、企業債2億3,400万円、出資金7,800万円、国庫補助金5,597万6,000円を予定しております。

また、資本金収入額が資本金支出額に対して不足する額4億1,572万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） ただいま上程されました議案第23号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計予算の詳細説明を申し上げます。

予算書1ページ、第2条業務の予定量でございますが、(1)給水件数については、前年、前々年実績をもとに見込み、全体で1万3,096戸を予定しております。(2)年間総給水量については、低迷する経済情勢と過去の給水実績から推定し、前年度対比61万4,000トン減の413万6,000トンを見込んでおります。(4)主な建設改良事業といたしましては、立岡山北配水池整備事業として立岡山北配水池改築工事及び配水管新設工事を予定いたしております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額、第4条資本金収入及び支出の予定額につきましては、17ページ以降の参考資料のほうで説明をさせていただきます。

第5条では、債務負担行為の事項、期間、限度額をそれぞれ水道ビジョン作成事業、平成23年度から平成24年度まで2,600万円と定めております。

第6条では、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法をそれぞれ定めておりますが、立岡山北配水池整備事業に係るも

ので限度額は2億3,400万円でございます。

第7条では、一時借入金の限度額は1億円と定め、第8条では、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、1、職員給与費7,140万2,000円、また第9条では、たな卸資産購入限度額を300万円と定めるものでございます。

次に、水道事業会計予算に関する説明書の4ページ、収益的収入及び支出、5ページ、資本金収入及び支出の実施計画につきましては、後ほど参考資料で説明をさせていただきます。

5ページの下欄は平成23年度の資金計画で、年度中の受け入れ、支払いの現金収支予定を表示しております。翌年度への繰越額は3億1,158万5,000円を見込んでおります。

6ページから10ページまでにつきましては給与費の明細でございますが、一般会計に準拠したもので、職員8名の人件費の支給方法でございます。

11ページ、12ページは、平成22年度の水道事業予定貸借対照表でございます。

13ページ、14ページにつきましては、平成22年度水道事業予定損益計算書でございます。決算見込みといたしましては745万1,000円の利益を見込んでおります。

15ページ、16ページでは、平成23年度予算を完全消化した場合の予定貸借対照表でございます。

次に、17ページでは、水道ビジョン作成事業における債務負担行為に関する調書でございます。

続きまして、参考資料に入らせていただきます。

18ページ、収益的収入の部ですが、主なものを説明申し上げます。

収益の大宗をなす目1給水収益、節1水道使用料は、前年の実績、経済情勢を勘案し、4億5,192万7,000円を見込み、有収水量では413万6,000トンを見込んでおります。

目3その他の営業収益、節3他会計負担金は、消火栓維持管理等負担金として700万

円、下水道使用料徴収事務費として2,089万円の合計2,789万円でございます。節4加入金につきましては、新規加入件数を13ミリ132件、20ミリ6件を見込み、762万3,000円を予定しております。

19ページ、項営業外収益、目1受取利息及び配当金においては、この収益につきましては定期預金利息と市場公募公債配当金として542万円を見込んでおります。

次に、20ページ、収益的支出でございます。目1原浄水費は、浄水場、水源地関係の維持管理に要する経費でございます。節7光熱水費では、老原浄水場の下水道使用料795万2,000円を計上しており、節9委託料としましては、水源地施設の休日及び夜間の運転管理業務の委託経費、中央監視装置保守点検、老原浄水場膜処理施設保守点検、膜モジュール点検委託経費、水質検査については、一般検査9項目、指標菌2項目を毎月、消毒副生成物検査等11項目は年3回、クリプトスポリジウム検査は年4回、全項目検査としては、原水40項目、供給水51項目を年1回、農薬102項目を年1回、検査実施の委託経費、各水源地、配水池の電気計装設備の維持補修に関する点検業務等合わせまして1,621万1,000円を計上いたしております。節11修繕料については、吉福水源地取水ポンプ取りかえ、送水ポンプ取りかえ、老原浄水場膜ろ過制御盤換気ファン交換、PLCバッテリー交換、膜ろ過水濁度計点検修理、沖代水源地取水ポンプ取りかえ等の修理に460万1,000円を計上いたしております。節13動力費は、浄水場、各水源地、中継ポンプ場の電気代で3,840万円を計上しております。節16受水費でございますが、兵庫県企業庁から1日最大2,000トン、年間51万1,000トンを受水し、年間を通して安定供給に努めてまいります。経費といたしまして、23年度からの料金値下げにより7,418万1,000円を計上しております。

次に、目2配水費ですが、この科目は配水管等配水施設の維持管理に関する経費でございます。節3委託料では、水道施設管理デー

タ更新業務委託経費等246万2,000円、節5修繕料として、分水栓、配水管の修理、消火栓の修理等453万6,000円、節6路面復旧費においては、水道工事跡舗装復旧工事費189万円を予定し、節9調査費では漏水調査の経費140万円を計上しております。

22ページ、目3給水費につきましては、給水サービスに要する経費でございます。節8委託料において、水道メーター検針の委託、開閉栓の業務委託、検査満了メーターの交換経費として1,223万4,000円を計上しております。

23ページ、目4総係費は、全体の事務的な経費を計上しております。節9委託料につきましては、本町水道事業の中長期経営計画を立てるため、23年度から24年度にかけて太子町水道ビジョン作成業務を含め1,158万8,000円を計上しております。また、節11手数料につきましては、使用者の方の支払いの利便性を図るべくコンビニ収納を平成23年度から開始しますが、それらの手数料として136万4,000円を計上しております。

目5減価償却費は、規定の処理計算方法により積算しており、1億8,639万2,000円の計上となっております。

24ページ、目7その他営業費用の材料売却原価では、量水器購入として検満量水器の交換用及び新規用の合計2,962個を予定しており、1,562万1,000円となっております。

項営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費、節1企業債利息は、財務省財政融資資金の15件、公営企業金融公庫の21件分の借入利息として2,753万3,000円を予定しており、前年度に比べ464万7,000円の減となっております。

次に、26ページ、資本的収入でございます。目1工事負担金として給水工事負担金100万円を予定しており、立岡山北配水池整備事業に係るものとして、以下目1企業債として2億3,400万円、目1出資金として7,800万円、同じく目1国庫補助金として5,597万6,000円を予定しております。

次に、27ページ、資本的支出でございます。目1配水施設改良費、節5工事請負費については、東出地内配水管布設工事、立岡山北配水池整備事業として立岡山北配水池改築工事及び各施設のセキュリティ対策工事等を予定しております。

目1企業債償還金については、財務省財政融資資金にあつては14件、公営企業金融公庫21件であり、今年度の繰上償還を含め前年度に比べ4,136万8,000円増の7,846万8,000円を予定いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第34 意見書案第1号 一般廃棄物収集運搬業務委託の改善を求める意見書の提出について

○議長（佐野芳彦） 日程第34、意見書案第1号一般廃棄物収集運搬業務委託の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 ただいま上程されました意見書の提出について趣旨説明を申し上げます。

本日のごみ処分等調査特別委員会の報告の中にありますように、調査の過程におきましていろいろと問題等ありました。この一般廃棄物収集運搬業務の委託料については、町民の税金で賄われているということは皆さん重々ご存じだと思います。そういったところから、太子町の財政状況を考えたときに早急に改善する必要があると考え意見書を提出することにいたしました。

それでは、意見書案を読み上げて提案とさせていただきます。

一般廃棄物収集運搬業務委託の改善を求める意見書（案）。

ごみ収集運搬経費節減に関する陳情書が平成21年12月7日に住民からの提出を受け、ごみ処分等調査特別委員会を設置して調査を行ってきた。

一般廃棄物収集運搬業務委託料について、その積算根拠、揖龍保健衛生施設事務組合市町分担金のうち収集運搬に係る経費（前々年度実績割100%）が毎年度ほぼ同額の金額であるなど、当局側に質疑を行ったが明確な回答はなく、また揖龍保健衛生施設事務組合へも調査に行ったが、明確な回答は得られなかった。住民の税金で賄われているごみ収集運搬経費は、太子町の財政状況を考えたとき早急に改善する必要がある、業務の透明性、公平性を確保していかなければならない。よって、本町議会は揖龍保健衛生施設事務組合に対し一般廃棄物収集運搬業務委託について以下のことを改善するよう強く求める。

記。1、一般廃棄物収集運搬業務委託の業者選定のあり方について、事務の透明性、公平性を求めることから随意契約を廃止し、加古川市、姫路市等で実施されている競争入札制度を導入すること。

2、委託に係る経費の積算を住民に公開するなど、その内容の透明性を確保すること。

3、業務委託を処理する車両は、委託業務車両であることを識別できるよう色分けをすること。

4、揖龍クリーンセンターへの搬入経路について道路交通状況や運搬時間を考え、いま一度搬入経路の見直しをされたい。また、ごみ搬入受け入れ時間についても、住民の利便性を考え午前8時30分から午後5時15分まで、すべての時間帯を受け入れできるよう改善すること。

5、普通ごみの減量について、プラ容器、紙製容器包装等の分別、また資源ごみについては大型ごみの日に出さない取り組みを拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見

書を提出する。

平成23年2月25日。

提出先、揖龍保健衛生施設事務組合管理者
西田正則様。

兵庫県揖保郡太子町議会議長佐野芳彦。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は2月28日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時18分）